

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の  
利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文 目次

|  |    |
|--|----|
| ○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）（第一条関係）  | 1  |
| ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）（抄）（第二条関係）   | 18 |
| ○登記手数料令（昭和二十四年政令第四百十号）（抄）（第三条関係）   | 19 |
| ○測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）（抄）（第四条関係）   | 24 |
| ○産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号）（抄）（第五条関係）   | 25 |
| ○肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第九十八号）（抄）（第六条関係）   | 35 |
| ○商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八号）（抄）（第七条関係）   | 36 |
| ○火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）（抄）（第八条関係）  | 37 |
| ○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）（第八条関係）   | 38 |
| ○危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）（第八条関係）   | 39 |
| ○放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（抄）（第八条関係）   | 40 |
| ○電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）（抄）（第八条関係）   | 43 |
| ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令（昭和四十三年政令第十五号）（抄）（第八条関係）  | 44 |
| ○電気工業の業務の適正化に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百二十七号）（抄）（第八条関係）   | 45 |
| ○石油パイプライン事業法施行令（昭和四十七年政令第四百三十七号）（抄）（第八条関係）   | 46 |
| ○日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚 <small>だんぼ</small> の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百四十八号）（抄）（第八条関係） | 47 |
| ○特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）（抄）（第八条関係）   | 48 |
| ○深海底鉱業暫定措置法関係手数料令（昭和五十七年政令第九十九号）（抄）（第八条関係）   | 50 |

|  |    |
|--|----|
| ○高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）（抄）（第八条関係）                  | 51 |
| ○鉱業法関係手数料令（昭和二十六年政令第十六号）（抄）（第九条関係）                     | 52 |
| ○納税貯蓄組合法施行令（昭和二十六年政令第九十九号）（抄）（第十条関係）                   | 53 |
| ○道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）（第十一条関係）             | 55 |
| ○日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）（抄）（第十一条関係）          | 56 |
| ○土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）（抄）（第十一条関係）                  | 59 |
| ○武器等製造法施行令（昭和二十八年政令第九十八号）（抄）（第十一条関係）                   | 61 |
| ○医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）（抄）（第十一条関係）                    | 62 |
| ○歯科医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十三号）（抄）（第十一条関係）                  | 63 |
| ○水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）（抄）（第十一条関係）                    | 64 |
| ○薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）（抄）（第十一条関係）                      | 65 |
| ○割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）（抄）（第十一条関係）                  | 66 |
| ○ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）（抄）（第十一条関係）                      | 67 |
| ○砂利採取法施行令（昭和四十三年政令第二百四十一号）（抄）（第十一条関係）                  | 68 |
| ○ガス事業法関係手数料令（昭和四十五年政令第三百一号）（抄）（第十一条関係）                 | 69 |
| ○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）（抄）（第十一条関係）    | 70 |
| ○採石法施行令（昭和四十六年政令第二百七十九号）（抄）（第十一条関係）                    | 71 |
| ○旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）（抄）（第十一条関係）                   | 72 |
| ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）（抄）（第十一条関係）    | 73 |
| ○石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）（抄）（第十一条関係）         | 74 |
| ○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百三十一号）（抄）（第十一条関係） | 76 |
| ○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）（第十一条関係）    | 77 |
| ○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）（第十一条関係）                   | 78 |

|   |     |
|---|-----|
| ○ 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百六十三号）（抄）（第十一条関係） | 79  |
| ○ 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）（抄）（第十一条関係）                     | 80  |
| ○ 獣医師法施行令（平成四年政令第二百七十三号）（抄）（第十一条関係）                                 | 81  |
| ○ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）（抄）（第十一条関係）               | 82  |
| ○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）（第十一条関係）                               | 83  |
| ○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第十一条関係）                       | 85  |
| ○ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十八号）（抄）（第十一条関係）  | 88  |
| ○ 原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（抄）（第十一条関係）                          | 90  |
| ○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）（抄）（第十一条関係）                   | 91  |
| ○ 電子署名及び認証業務に関する法律施行令（平成十三年政令第四十一号）（抄）（第十一条関係）                      | 92  |
| ○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）（抄）（第十一条関係） | 93  |
| ○ 健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）（抄）（第十一条関係）                               | 95  |
| ○ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）（抄）（第十一条関係）           | 96  |
| ○ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令（平成十八年政令第六十二号）（抄）（第十一条関係）                 | 97  |
| ○ 住宅宿泊事業法施行令（平成二十九年政令第二百七十三号）（抄）（第十一条関係）                            | 99  |
| ○ 自動車登録令（昭和二十六年政令第二百五十六号）（抄）（第十二条関係）                                | 100 |
| ○ 国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）（抄）（第十三条関係）                                | 102 |
| ○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）（抄）（第十四条関係）                     | 104 |
| ○ 保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）（抄）（第十五条関係）                         | 106 |
| ○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）（第十六条関係）                                 | 107 |
| ○ 欽害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）（抄）（第十七条関係）                                  | 108 |
| ○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）（抄）（第十八条関係）                  | 110 |
| ○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（第十九条関係）                               | 112 |

|   |     |
|---|-----|
| ○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（第二十条関係）                         | 113 |
| ○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）（第二十一条関係）                         | 115 |
| ○消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（抄）（第二十二条関係）                            | 130 |
| ○国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）（抄）（第二十三条関係）                        | 131 |
| ○不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）（抄）（第二十四条関係）                   | 136 |
| ○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第二十五条関係）                     | 138 |
| ○河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（抄）（第二十六条関係）                              | 139 |
| ○金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）（第二十七条関係）                       | 144 |
| ○住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（抄）（第二十八条関係）                      | 147 |
| ○社会保険労務士法施行令（昭和四十三年政令第三百二十七号）（抄）（第二十九条関係）                     | 149 |
| ○労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）（抄）（第三十条関係）                    | 150 |
| ○作業環境測定法施行令（昭和五十年政令第二百四十四号）（抄）（第三十一条関係）                       | 152 |
| ○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第三十二条関係） | 155 |
| ○貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）（抄）（第三十三条関係）                           | 156 |
| ○計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）（抄）（第三十四条関係）                          | 158 |
| ○保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（抄）（第三十五条関係）                           | 160 |
| ○動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）（抄）（第三十六条関係）                        | 162 |
| ○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）（抄）（第三十七条関係）               | 164 |
| ○後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）（抄）（第三十八条関係）                        | 167 |
| ○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（抄）（第三十九条関係）            | 169 |
| ○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）（抄）（第四十条関係）      | 179 |
| ○行政機関の保有する個人情報に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（抄）（第四十一条関係）           | 181 |
| ○不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（抄）（第四十二条関係）                           | 185 |

|  |       |     |
|--|-------|-----|
| ○信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（抄）（第四十三条関係）                                 | ..... | 187 |
| ○市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）（第四十四条関係）                        | ..... | 188 |
| ○大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）（抄）（第四十四条関係）                 | ..... | 191 |
| ○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第四十四号）（抄）（第四十五条関係）           | ..... | 194 |
| ○行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）（抄）（第四十六条関係）                             | ..... | 196 |
| ○生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第八十一号）（抄）（第四十七条関係）                             | ..... | 207 |
| ○特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）（第四十八条関係）                         | ..... | 209 |
| ○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第四条関係）                                  | ..... | 210 |
| ○出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）（抄）（附則第五条関係）                            | ..... | 212 |
| ○危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百五号）（抄）（附則第六条関係）                   | ..... | 215 |
| ○消防法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百三十三号）（抄）（附則第七条関係）                       | ..... | 217 |
| ○国税通則法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第一百一号）（抄）（附則第八条関係）                       | ..... | 219 |
| ○水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第五百五十四号）（抄）（附則第九条関係） | ..... | 220 |
| ○法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第七十八号）（抄）（附則第十条関係）                       | ..... | 221 |

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令</p> <p>（法第三条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第三条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関</p> | <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令</p> <p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、高圧ガス保安協会、広域的運営推進機関、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、</p> |

法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方税共同機構、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

(法第三条第三号口の政令で定める者)

第二条 法第三条第三号口の政令で定める者は、日本年金機構とする。

(法第三条第八号の政令で定める犯則事件)

第三条 法第三条第八号の政令で定める犯則事件は、次に掲げるものとする。

- 一 国税又は地方税の犯則事件
- 二 金融商品取引の犯則事件

地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方税共同機構、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

(新設)

(法第二条第六号の政令で定める犯則事件)

第二条 法第二条第六号の政令で定める犯則事件は、次に掲げるものとする。

- 一 国税又は地方税の犯則事件
- 二 金融商品取引の犯則事件

三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に基づく犯則事件

（法第十条第一号の政令で定める手続等）

第四条 法第十条第一号の政令で定める手続等は、別表の上欄に掲げる法令の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる手続等に該当するものとする。

（法第十一条の政令で定める書面等及び措置）

第五条 法第十一条の政令で定める書面等は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 書面等  | 措置  |
|--|---|
| 一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書 | 次のいずれかに掲げる措置。<br>イ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供 |

三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）に基づく犯則事件

（新設）

（新設）



|   |   |
|---|---|
|   | <p>二 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第一百十九条<br/>     第一項に規定する登記事項証明書</p>  |
| <p>ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の行政機関等への提供</p> <p>ハ 個人番号カードの行政機関等への提示</p> | <p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供</p> <p>(1) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番</p> <p>(2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号</p> <p>(3) 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第六条第一項に規定する不動産識別事項</p> <p>ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、行政機関等に電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報の送信</p> |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>三 商業登記法（昭和三十一年法律第二百一十五号）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p>  |
| <p>を同法第三条第二項に規定する指定法人から受けさせるために必要なものとして当該指定法人から取得した符号その他の情報の当該行政機関等への提供</p> | <p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>イ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、次のいずれかに掲げる事項の行政機関等への提供</p> <p>(1) 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号</p> <p>(3) 商業登記法第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号</p> <p>ロ 前号下欄ロに掲げる措置</p> <p>ハ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定による証明及び当該証明により確認される</p> |

|   |   |
|---|---|
| <p>四 商業登記法第十二条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書</p>  | <p>電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供</p> <p>前号下欄ハに掲げる措置</p> |
| <p>五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書</p> | <p>第一号下欄イに掲げる措置</p>   |

別表（第四条関係）

職業安定法（昭和二十三年法律第百一十号）第三十二条の四第一項及び第三項並びに処分

（新設）

|   |   |                        |
|---|---|------------------------|
| <p>十二年法律第四百四十号)</p>                             | <p>第三十二条の七第三項（これらの規定を第三十三条第四項において準用する場合を含む。）</p>  | <p>通知等</p>             |
| <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）</p> | <p>第五条第二項及び第四項並びに第十条の二第三項及び第五項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）、第二十七条第四項（第三十一条の二十二第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の二第四項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）</p> | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |
| <p>古物営業法（昭和二十四年法律第八号）</p>                       | <p>第五条第二項及び第四項</p>  | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |
| <p>公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p>                       | <p>第八十六条第一項から第三項まで、第八項、第九項、第十一項及び第十二項、第八十六条の二第一項並びに同条第七項、第九項及び第十項（これらの規定を第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第八十六条</p>     | <p>申請<br/>通知<br/>等</p> |

|                               |  |  |
|-------------------------------|--|--|
| <p>火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）</p> | <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</p>  |  |
| <p>第十七条第四項及び第八項</p>           | <p>第二十一条第一項及び第七項、第二十九条第三項（第二十九条の二第四項及び第三十三条の八において準用する場合を含む。）、第二十九条の二第二項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の三第一項</p> | <p>の五第一項及び第四項、第八十六条の六第一項、第二項、第五項及び第九項、第八十六条の七第一項及び第五項、第九十条第二項及び第三項（これらの規定を第百十二条第七項において準用する場合を含む。）、第九十九条の二第二項及び第四項（これらの規定を同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第六項において準用する場合を含む。）並びに第百六十八条第一項から第三項まで</p> |
| <p>等</p>                      | <p>等</p>   | <p>申請</p>  |
| <p>処分</p>                     | <p>通知</p>  | <p>通知</p>  |

|                                     |   |                                     |
|-------------------------------------|---|-------------------------------------|
| <p>旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）</p>         | <p>第八条第一項及び第三項（これらの規定を第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）並びに第十九条の三第三項。</p>  | <p>処分<br/>通知<br/>等</p>              |
| <p>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）</p> | <p>第十一条第一項、第四十八条第一項及び第四十九条第一項、第十三条第二項、第十四条の二第四項、第十六条第四項、第十七条第三項、第十八条第四項、第十八条の二第三項、第十九条の六、第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項（第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項（第二十二条の二第四項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）及び第二十六条第二項並びに第四十七条第五項、第四十八条第九項、第四十九条第六項及び第五十条第三項（これらの規定を第六十三条第一項</p> | <p>申請<br/>等<br/>処分<br/>通知<br/>等</p> |

|  |  |                        |
|--|--|------------------------|
| <p>宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）</p>                  | <p>第二十二條の二第一項（並びに第六十一條の二の十二第一項）</p>  | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |
| <p>売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）</p>                      | <p>第二十八條第二項において準用する更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第九十三條第一項</p>                                 | <p>申請<br/>等</p>        |
| <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）</p> | <p>第五十九條第五項及び第十項</p>   | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |
| <p>銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）</p>                  | <p>第七條第一項及び第二項（第九條の第十三項において準用する場合を含む。）<br/>第九條の五第二項、同條第四項において準用する第五條の三第三項、第九條の</p> | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |

|   |  |   |                        |
|---|--|---|------------------------|
| <p>婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）</p>                           | <p>十第二項、同条第三項において準用する第五条の三第三項、第九条の十三第二項並びに第十五条第一項及び第二項</p>   | <p>第十六条第二項</p>  | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |
| <p>道路交通法（昭和三十三年法律第五号）</p>                             | <p>第八条第三項、第五十八条第一項、第五十八条の三第二項、第五十九条第三項、第七十五条第九項（第七十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条第二項、第一百一条第六項、第一百一条の二第四項、第一百七条第二項並びに第一百七条の七第三項</p> | <p>第三十三条第一項</p>   | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |
| <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十三年法律第四十五号）</p> | <p>第六条第一項及び第三項（これらの規定を第七条第二項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第十三条</p>  | <p>第六条第一項及び第三項（これらの規定を第七条第二項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第十三条</p> | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |



|   |   |               |
|---|---|---------------|
| 第百四十五号)   | 第四項において準用する場合を含む。)                        |               |
| 住民基本台帳法   | 第三十条の三第三項、第三十条の四第四項、第三十条の三十二第二項及び第三十条の三十五 | 等<br>通知<br>処分 |
| 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）                          | 第七十二条第一項（第六十一条第一項の免許に係る免許証を交付する場合に限る。）    | 等<br>通知<br>処分 |
| 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）                             | 第五条第二項及び第五項並びに第七条第二項                      | 等<br>通知<br>処分 |
| 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）               | 第二十一条第一項及び第三項並びに第三十四条第一項及び第三項             | 等<br>通知<br>処分 |
| 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号） | 第八条第一項及び第三項並びに第十一条第三項                     | 等<br>通知<br>処分 |
| 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例                     | 第四条第一項（第二十一条の七第一項において準用する場合を含む。）          | 等<br>通知<br>処分 |

|                               |  |  |   |  |                           |
|-------------------------------|--|--|---|--|---------------------------|
| <p>等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）</p> | <p>港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）</p>   | <p>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）</p> | <p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）</p> | <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）</p> | <p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関</p> |
| <p>第十五条第一項及び第三項</p>           | <p>第七条第二項及び第三項並びに第十一条第二項（第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）</p> | <p>第十七条第一項</p>   | <p>第五十六条の二十七第一項</p>                         | <p>第百五十七条第一項、第百六十二条第一項、第百六十三条第一項、第百六十五条</p>    | <p>項、第百六十三条第一項、第百六十五条</p> |
| <p>処分<br/>通知<br/>等</p>        | <p>処分<br/>通知<br/>等</p>   | <p>処分<br/>通知<br/>等</p>                                     | <p>処分<br/>通知<br/>等</p>                      | <p>処分<br/>通知<br/>等</p>                         | <p>申請<br/>等</p>           |

|   |   |                               |
|---|---|-------------------------------|
| <p>する法律（平成十七<br/>年法律第五十号）</p>                       | <p>第一項、第六十六条第一項、第六十七<br/>七条第一項及び第六十八条第一項<br/>第三十三条第一項、第五十五条第一項<br/>、第六十一条第二項において準用する<br/>行政不服審査法（平成二十六年法律第六<br/>十八号）第四十五条第一項及び第二項、<br/>第四十六条第一項本文並びに第四十七<br/>条（ただし書及び第二号を除く。）並びに<br/>第六十二条第三項において準用する同<br/>法第四十六条第一項本文、第四十七条（<br/>ただし書及び第二号を除く。）及び第六<br/>十四条第一項から第三項まで並びに第百<br/>六十四条第一項及び第二項（これらの規<br/>定を第六十五条第三項において準用す<br/>る場合を含む。）</p> | <p>処分<br/>通知<br/>等</p>        |
| <p>探偵業の業務の適正<br/>化に関する法律（平<br/>成十八年法律第二十<br/>号）</p> | <p>第四条第三項</p>   | <p>処分<br/>通知<br/>等</p>        |
| <p>更生保護法<br/><br/>行政手続における特<br/>定の個人を識別する</p>       | <p>第九十三条第一項<br/><br/>第七条第一項及び第二項並びに附則第三<br/>条第二項及び第三項</p>   | <p>申請<br/>等<br/>処分<br/>通知</p> |

|                             |  |  |   |   |
|-----------------------------|--|--|---|---|
| <p>ための番号の利用等<br/>に関する法律</p> | <p>少年院法（平成二十<br/>六年法律第五十八号<br/>）</p>   | <p>少年鑑別所法（平成<br/>二十六年法律第五十<br/>九号）</p> | <p>外国人の技能実習の<br/>適正な実施及び技能<br/>実習生の保護に関す<br/>る法律（平成二十八<br/>年法律第八十九号）</p>                | <p>民間あつせん機関に<br/>よる養子縁組のあつ<br/>せんに係る児童の保<br/>護等に関する法律（<br/>平成二十八年法律第<br/>百十号）</p> |
| <p>等</p>                    | <p>第二百二十条、第百二十九条第一項及び第<br/>百三十条第一項</p> | <p>第二百九条、第百十八条第一項及び第百十<br/>九条第一項</p>   | <p>第二十九條第一項及び第三項（これらの<br/>規定を第三十一條第五項及び第三十二條<br/>第二項において準用する場合を含む。）<br/>並びに第三十二條第五項</p> | <p>第十條第一項及び第三項並びに第十三條<br/>第二項</p>   |
| <p>等</p>                    | <p>申請</p>                              | <p>申請</p>                              | <p>通知<br/>処分</p>  | <p>通知<br/>処分</p>  |

|  |  |                        |
|--|--|------------------------|
| <p>最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）</p>       | <p>第二十四条第一項</p>                                  | <p>申請<br/>等</p>        |
| <p>公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）</p>                 | <p>第八十八条第十一項、第八十八条の三第九項、第八十八条の五第八項及び第八十九条第六項</p> | <p>申請<br/>等</p>        |
| <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）</p> | <p>第二条の二の二並びに第二条の二の三第一項及び第二項</p>                 | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |
| <p>住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）</p>             | <p>第三十条の二第二項及び第三十条の四第二項</p>                      | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |
| <p>化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成七年政令第九十二号）</p> | <p>第三条の三</p>                                     | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |
| <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p>              | <p>第二十二條</p>                                     | <p>処分<br/>通知<br/>等</p> |

行令（平成十年政令  
第四百二十号）

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前           |
|---|---------------|
| <p>（書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）</p> <p>第五条 液化石油ガス販売事業者は、法第十四条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項の経済産業省令で定める方法（次項において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>2  前項の承諾を得た液化石油ガス販売事業者は、当該相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十四条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>3  前二項の規定は、法第二十八条第二項の規定による同項に規定する事項を提供する場合について準用する。</p> | <p>第五条 削除</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p>   | <p style="text-align: center;">改 正 前</p>  |
| <p style="text-align: center;">第三条（略）</p> <p style="text-align: center;">2・3<br/>（略）</p> | <p>第三条 前条第一項の規定にかかわらず、登記所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と請求人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う登記事項証明書（第四項及び第五項に規定するものを除く。）の交付の請求に関する手数料（第六項に規定する場合を除く。）は、一通につき、四百八十円（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、五百円）とする。ただし、一通の枚数が五十枚を超えるものについては、四百八十円（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、五百円）にその超える枚数五十枚までごとに百円を加算した額とする。</p> <p>2 前条第三項の規定にかかわらず、前項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された地図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に関する手数料（第六項に規定する場合を除く。）は、一筆の土地又は一個の建物につき四百三十円（当該書面の送付を求める場合にあつては、四百五十円）とする。</p> <p>3 前条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う電磁的記録に記録された土地所在図等の情報の内容を証明した書面の交付の請求に関する手数料（第六項に規定する場合を除く。）は、一事件に関する図面につき四百三十円（当該書面の送付を求め</p> |



4 前条第六項から第八項までの規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書若しくは登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求（次条に規定する場合を除く。）に関する手数料（第六項に規定する場合を除く。）は、一通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一～五 （略）

る場合にあつては、四百五十円）とする。

4 前条第六項から第八項までの規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書若しくは登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付の請求（次条に規定する場合を除く。）に関する手数料（第六項に規定する場合を除く。）は、一通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十一条第二項の規定による動産譲渡登記ファイルに係る登記事項証明書 七百元（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、七百五十円）。ただし、譲渡に係る動産であつて一個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものについては、七百元（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、七百五十円）にその超える個数一個ごとに三百円を加算した額

二 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十一条第二項の規定による債権譲渡登記ファイルに係る登記事項証明書 四百五十円（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、五百円）。ただし、譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権であつて一個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものについては、四百五十円（当該登記事項証明書の送付を求める場合にあつては、五百円）にその超える個数一個ごとに二百円を加算した額

三 動産譲渡登記ファイルに係る登記事項概要証明書 四百円（当該登

5 前条第九項の規定にかかわらず、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書の交付の請求（当該登記事項証明書の送付を求めるときに限る。）に関する手数料（次項に規定する場合を除く。）は、一通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

6 (略)

記事項概要証明書の送付を求める場合にあつては、四百五十円)

四 債権譲渡登記ファイルに係る登記事項概要証明書 二百五十円(当該登記事項概要証明書の送付を求める場合にあつては、三百円)

五 概要記録事項証明書 二百五十円(当該概要記録事項証明書の送付を求める場合にあつては、二百七十円)。ただし、一通の枚数が五十枚を超えるものについては、二百五十円(当該概要記録事項証明書の送付を求める場合にあつては、二百七十円)にその超える枚数五十枚までごとに百円を加算した額

5 前条第九項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書の交付の請求（当該登記事項証明書の送付を求めるときに限る。）に関する手数料（次項に規定する場合を除く。）は、一通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 後見登記等に関する法律第十条の規定による登記事項証明書(次号に掲げる登記事項証明書を除く。) 三百八十円(一通の枚数が五十枚を超えるものについては、三百八十円にその超える枚数五十枚までごとに百円を加算した額)

二 後見登記等に関する法律第十条の規定による登記事項証明書で後見登記等ファイル又は閉鎖登記ファイルに記録がない旨を証明したもの 三百円

6 前各項に規定する登記事項証明書、地図等の情報の内容を証明した書面、土地所在図等の情報の内容を証明した書面、登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の送付を書留(郵便法(昭和二十二年法律第六百

第四条 第二条第六項、第七項又は第九項の規定にかかわらず、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書又は登記事項概要証明書の交付の請求（登記官に対し、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記事項証明書又は当該登記事項概要証明書に係る電磁的記録を提供することを求める場合に限る。）に関する手数料は、一通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〜六 （略）

十五号）第四十五条に規定する書留をいう。）又は同法第四十四条第二項に規定する郵便物の特殊取扱のうち法務大臣が定めるものの取扱いにより行うことを求める場合の手料は、前各項の規定により算出した額（二通以上の送付を求める場合にあつては、その合計額）に当該取扱いに要する料金を加算した額とする。民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち当該取扱いに準ずるものとして法務大臣が定めるものにより行うことを求める場合の手料も、同様とする。

第四条 第二条第六項、第七項又は第九項の規定にかかわらず、情報通信技術活用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う次の各号に掲げる登記事項証明書又は登記事項概要証明書の交付の請求（登記官に対し、情報通信技術活用法第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記事項証明書又は当該登記事項概要証明書に係る電磁的記録を提供することを求める場合に限る。）に関する手数料は、一通につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前条第四項第一号の登記事項証明書 七百円（譲渡に係る動産であつて一個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものについては、七百円にその超える個数一個ごとに三百円を加算した額）

二 前条第四項第二号の登記事項証明書 四百五十円（譲渡に係る債権

第十条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う印鑑の証明書の交付の請求に関する手数料(次項において第三条第六項の規定を準用する場合を除く。)は、一件につき三百九十円(当該印鑑の証明書の送付を求める場合にあつては、四百十円)とする。

3 (略)

又は質権の目的とされた債権であつて一個を超えるものに係る登記事項を一括して証明したものについては、四百五十円にその超える個数一個ごとに二百円を加算した額)

- 三 前条第四項第三号の登記事項概要証明書 四百円
- 四 前条第四項第四号の登記事項概要証明書 二百五十円
- 五 前条第五項第一号の登記事項証明書 三百二十円
- 六 前条第五項第二号の登記事項証明書 二百四十円

第十条 印鑑の証明書の交付についての手数料は、一件につき四百五十円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う印鑑の証明書の交付の請求に関する手数料(次項において第三条第六項の規定を準用する場合を除く。)は、一件につき三百九十円(当該印鑑の証明書の送付を求める場合にあつては、四百十円)とする。

3 第三条第六項の規定は、前項の規定による印鑑の証明書の送付を求める場合について準用する。この場合において、同条第六項中「前各項の規定により算出した額」とあるのは、「第十条第二項の額」とする。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（試験手数料）</p> <p>第二十三条 法第五十三条に規定する政令で定める手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 測量士 四千二百五十円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）以下「情報通信技術活用法」という。</u>）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合には、四千二百円</u></p> <p>二 測量士補 二千八百五十円（<u>情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合には、二千八百円</u>）</p> <p>2 （略）</p> <p>（登録手数料）</p> <p>第二十七条 法第五十五条の四第二項に規定する政令で定める登録手数料の額は、一万五千五百円（<u>情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合には、一万五千五百円</u>）とする。</p> | <p>（試験手数料）</p> <p>第二十三条 法第五十三条に規定する政令で定める手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 測量士 四千二百五十円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織（以下単に「電子情報処理組織」という。）を使用して受験願書を提出する場合には、四千二百円</u>）</p> <p>二 測量士補 二千八百五十円（<u>電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合には、二千八百円</u>）</p> <p>2 納付した前項に規定する手数料は、各試験を受けなかった場合においても返還しない。</p> <p>（登録手数料）</p> <p>第二十七条 法第五十五条の四第二項に規定する政令で定める登録手数料の額は、一万五千五百円（<u>電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合には、一万五千五百円</u>）とする。</p> |

○産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（登録認証機関に係る登録申請手数料等）</p> <p>第一条 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号。以下「法」という。）第四十四条の規定による法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十七条第一項から第六項までの登録（以下この項から第四項までにおいて単に「登録」という。）を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、四十五万九千円（電子申請（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、四十五万六千九百円）に次の各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額とする。</p> <p>一〜九 （略）</p> | <p>（登録認証機関に係る登録申請手数料等）</p> <p>第一条 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号。以下「法」という。）第四十四条の規定による法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項又は第三十七条第一項から第六項までの登録（以下この項から第四項までにおいて単に「登録」という。）を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、四十五万九千円（電子申請（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第三十一条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、四十五万六千九百円）に次の各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額とする。</p> <p>一 国内にある事務所（第四号、第五号、第七号及び第八号の試験所を除く。次号において同じ。）のみにおいて認証（法第三十九条第一項に規定する認証をいう。以下同じ。）を行おうとする場合 六万百円に同項に規定する鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分（以下単に「鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分」という。）の数を乗じた額</p> |

二 国内にある事務所及び外国にある事務所（第五号、第六号及び第九号の試験所を除く。以下この号及び次号において同じ。）において認証を行おうとする場合 六万百円に鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分の数を乗じた額に、法第四十一条第一項各号に掲げる要件に適合するかどうかを審査するため内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省又は環境省の職員二人が当該審査に係る外国にある事務所の所在地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定により支給すべきこととなる旅費の額（以下この条において「認証機関審査旅費の額」という。）に相当する額を加算した額

三 外国にある事務所のみにおいて認証を行おうとする場合 四万二千百円に鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分の数を乗じた額に、認証機関審査旅費の額に相当する額を加算した額

四 自ら認証に係る製品試験（法第三十条第三項の製品試験をいう。以下同じ。）を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（国内のみにある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合 九万五千二百円に法第五十七条第一項に規定する試験方法の区分（以下単に「試験方法の区分」という。）の数を乗じた額

五 自ら認証に係る製品試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（国内及び外国にある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けよ

うとする場合 九万五千二百円に試験方法の区分の数を乗じた額に、同号の基準に適合するかどうかを審査するため厚生労働省、農林水産省、経済産業省又は国土交通省の職員二人が当該審査に係る外国にある試験所の所在地に出張するとした場合に旅費法の規定により支給すべきこととなる旅費の額（以下この条において「試験所審査旅費の額」という。）に相当する額を加算した額

六 自ら認証に係る製品試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（外国のみにある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合 五万四千円に試験方法の区分の数を乗じた額に、試験所審査旅費の額に相当する額を加算した額

七 自ら認証に係る電磁的記録試験（法第三十二条第四項の電磁的記録試験をいう。以下同じ。）を行う試験を有する場合であつて、当該試験所（国内のみにある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合 十万四百円に試験方法の区分の数を乗じた額

八 自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験を有する場合であつて、当該試験所（国内及び外国にある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合 十万四百円に試験方法の区分の数を乗じた額に、試験所審査旅費の額に相当する額を加算した額

九 自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験を有する場合であつて、当該試験所（外国のみにある場合に限る。）について、法第四十一条



第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合 五万九千三百円に試験方法の区分の数を乗じた額に、試験所審査旅費の額に相当する額を加算した額

2 前項の規定にかかわらず、現に登録を受けている者が当該登録以外の登録を受けようとする場合にあつては、三万七千九百円（電子申請による場合にあつては、三万五千八百円）に、同項各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額とする。この場合において、同項第一号中「鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分（以下単に「鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分」という。）」とあるのは「鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分（現に登録を受けている法第三十九条第一項（次号及び第三号において単に「鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分」という。）と同じ区分を除く。）」と、同項第二号及び第三号中「鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分」とあるのは「鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分（現に登録を受けている鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分と同じ区分を除く。）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（現に登録を受けている鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分と同じ区分のみの登録を受けようとする場合にあつては、零）」と、同項第四号中「試験方法の区分（以下単に「試験方法の区分」という。）」とあるのは「試験方法の区分（現に登録を受けている当該登録に係る法第五十七条第一項に規定する試

験方法の区分（次号から第九号までにおいて単に「試験方法の区分」という。）と同じ区分を除く。」と、同項第五号及び第六号中「試験方法の区分」とあるのは「試験方法の区分（現に登録を受けている当該登録に係る試験方法の区分と同じ区分を除く。）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（現に登録を受けている当該登録に係る試験方法の区分と同じ区分のみの審査を受けようとする場合にあっては、零）」と、同項第七号中「試験方法の区分」とあるのは「試験方法の区分（現に登録を受けている当該登録に係る試験方法の区分と同じ区分を除く。）」と、同項第八号及び第九号中「試験方法の区分」とあるのは「試験方法の区分（現に登録を受けている当該登録に係る試験方法の区分と同じ区分を除く。）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（現に登録を受けている当該登録に係る試験方法の区分と同じ区分のみの審査を受けようとする場合にあっては、零）」とする。

3 法第四十四条の規定による法第四十二条第一項の登録の更新を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、三十万五千五百円（電子申請による場合にあっては、三十万三千四百円）に次の各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額とする。

一 国内にある事務所（第四号、第五号、第七号及び第八号の試験所を除く。次号において同じ。）のみにおいて認証を行う場合 五万二千二百円に鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分の数を乗じた額

二 国内にある事務所及び外国にある事務所（第五号、第六号、第八号及び第九号の試験所を除く。次号において同じ。）において認証を行

う場合 五万二千二百円に鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分の数を乗じた額に、認証機関審査旅費の額に相当する額を加算した額

三 外国にある事務所のみにおいて認証を行う場合 三万三千三百円に鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分の数を乗じた額に、認証機関審査旅費の額に相当する額を加算した額

四 自ら認証に係る製品試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（国内のみにある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合 八万二千六百円に試験方法の区分の数を乗じた額

五 自ら認証に係る製品試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（国内及び外国にある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合 八万二千六百円に試験方法の区分の数を乗じた額に、試験所審査旅費の額に相当する額を加算した額

六 自ら認証に係る製品試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（外国のみにある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合 四万千五百円に試験方法の区分の数を乗じた額に、試験所審査旅費の額に相当する額を加算した額

七 自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（国内にある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けよう

とする場合 八万七千九百円に試験方法の区分の数を乗じた額

八 自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（国内及び外国にある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合 八万七千九百円に試験方法の区分の数を乗じた額に、試験所審査旅費の額に相当する額を加算した額

九 自ら認証に係る電磁的記録試験を行う試験所を有する場合であつて、当該試験所（外国のみにある場合に限る。）について、法第四十一条第一項第一号の基準に適合しているかどうかについての審査を受けようとする場合 四万六千八百円に試験方法の区分の数を乗じた額に、試験所審査旅費の額に相当する額を加算した額

4 前項の規定にかかわらず、法第四十二条第一項の登録の更新を受けようとする者が、当該申請に係る登録以外の登録に係る登録の更新（当該登録の更新を申請した日前同項の政令で定める期間以内に行つたものに限る。）の手数料として前項に定める額を納めている場合にあつては、三万七千九百円（電子申請による場合にあつては、三万五千八百円）に、同項各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を加算した額とする。この場合において、同項第一号中「鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分」とあるのは「鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分（当該申請に係る登録以外の登録であつて、当該登録の更新を申請した日前法第四十二条第一項の政令で定める期間（以下「特定期間」という。）以内に登録の更新がされた鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分と同じ区

分を除く。）」と、同項第二号及び第三号中「鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分」とあるのは「鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分（当該申請に係る登録以外の登録であつて、特定期間以内に登録の更新がされた鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分と同じ区分を除く。）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（当該申請に係る登録以外の登録であつて、特定期間以内に登録の更新がされた鉱工業品若しくはその加工技術、電磁的記録又は役務の区分のみの登録の更新を受けようとする場合にあつては、零）」と、同項第四号中「試験方法の区分」とあるのは「試験方法の区分（当該申請に係る登録以外の登録であつて、特定期間以内に登録の更新がされたものに係る試験方法の区分と同じ区分を除く。）」と、同項第五号及び第六号中「試験方法の区分」とあるのは「試験方法の区分（当該申請に係る登録以外の登録であつて、特定期間以内に登録の更新がされたものに係る試験方法の区分と同じ区分を除く。）」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（当該申請に係る登録以外の登録であつて、特定期間以内に登録の更新がされたものに係る試験方法の区分と同じ区分を除く。）」と、同項第七号中「試験方法の区分」とあるのは「試験方法の区分（当該申請に係る登録以外の登録であつて、特定期間以下に登録の更新がされたものに係る試験方法の区分と同じ区分を除く。）」と、同項第八号及び第九号中「試験方法の区分」とあるのは「試験方法の区分（当該申請に係る登録以外の登録であつて、特定期間以内に登録の更新がされたものに係る試験方法の区分と同じ区分を除く。）」と、「相当する額

「とあるのは「相当する額（当該申請に係る登録以外の登録であつて、特定期間以内に登録の更新がされたものに係る試験方法の区分と同じ区分のみの審査を受けようとする場合にあつては、零）」とする。

5 第一項第二号、第三号、第五号、第六号、第八号及び第九号並びに第三項第二号、第三号、第五号、第六号、第八号及び第九号の場合において、出張をする職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその認証機関審査旅費の額又は試験所審査旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その認証機関審査旅費の額又は試験所審査旅費の額の計算に關し必要な細目は、主務省令で定める。

6 第一項から第四項までの規定にかかわらず、法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項若しくは第三十七条第一項から第六項までの登録又は法第四十二条第一項の登録の更新（以下この項において「登録等」という。）の申請に際し、当該申請を行う者が法令に基づく登録又は認定（国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた鉱工業品、電磁的記録又は役務の認証を行う機関に関する基準又はこれに類するものを登録又は認定の基準とするものとして主務省令で定めるものに限る。）を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されている場合には、当該申請により登録等を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、それぞれ第一項又は第三項に定める額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

6 第一項から第四項までの規定にかかわらず、法第三十条第一項若しくは第二項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項若しくは第三十七条第一項から第六項までの登録又は法第四十二条第一項の登録の更新（以下この項及び第三條第二項において「登録等」という。）の申請に際し、当該申請を行う者が法令に基づく登録又は認定（国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた鉱工業品、電磁的記録又は役務の認証を行う機関に関する基準又はこれに類するものを登録又は認定の基準とするものとして主務省令で定めるものに限る。）を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されている場合には、当該申請により登録等を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、それぞれ第一項又は第三項に定める額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

(印紙による納付)

第三条 (略)

(削る)

(準用)

第七条 第三条の規定は、前二条の手数料(国に納めるものに限る。)に準用する。

2 (略)

(印紙による納付)

第三条 前二条の手数料は、収入印紙をもつて納めなければならない。ただし、印紙をもつて納め難い事由のあるときは、現金をもつて納めることができる。

2 登録等の申請であつて、電子申請による場合は、前項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、前二条の手数料を現金をもつて納めることができる。

(準用)

第七条 第三条の規定は、前二条の手数料(国に納めるものに限る。)に準用する。この場合において、第三条第二項中「登録等の申請」とあるのは、「第五十七条第一項若しくは第六十六条第一項の登録の申請又は法第五十九条第一項(法第六十六条第二項において準用する場合を含む。)(の登録の更新の申請」と読み替えるものとする。

2 第四条の規定は、法第六十六条第四項の政令で定める費用に準用する。この場合において、第四条第一項中「同条第一項第八号の検査」とあるのは「法第六十六条第三項第四号の検査」と、「同号の職員(法第七十四条第二項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員)」とあるのは「厚生労働省、農林水産省、国土交通省又は機構の職員」と読み替えるものとする。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（手数料）</p> <p>第一条の四 法第六条第二項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、三万八千百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号。次項において「情報通信技術活用法」という。）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、三万二千八百円）とする。</p> <p>2 法第十二条第五項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、八千円（<u>情報通信技術活用法</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、五千七百円）とする。</p> | <p>（手数料）</p> <p>第一条の四 法第六条第二項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、三万八千百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号。次項において「情報通信技術利用法」という。）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、三万二千八百円）とする。</p> <p>2 法第十二条第五項（法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、八千円（<u>情報通信技術利用法</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、五千七百円）とする。</p> |



|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">（登録手数料の額）</p> <p style="text-align: center;">第二十六条 （略）</p> <p>2 前項の登録手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、登録手数料の金額に相当する額の収入印紙を貼つて納めなければならない。</p>   |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">（登録手数料の額）</p> <p style="text-align: center;">第二十六条 法第二百七条第一項（法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の規定による登録手数料の額は、千円とする。</p> <p>2 前項の登録手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、登録手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。</p> <p>。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の申請をするときは、主務省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。</p> |

| 改正後              | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">手数料を納付すべき者</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 法第三条の許可の申請をする者</td> <td>四十万五千九百円（電子申請等）<br/>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法<u>第三条第八号</u>に規定する申請等を行う。以下同じ。）による場合にあつては、四十万五千二百円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">二〇八（略）</p>   | 手数料を納付すべき者 | 金額 | 一 法第三条の許可の申請をする者 | 四十万五千九百円（電子申請等）<br>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号） <u>第六条第一項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法 <u>第三条第八号</u> に規定する申請等を行う。以下同じ。）による場合にあつては、四十万五千二百円   |
|------------------|--|------------|----|------------------|--|
| 手数料を納付すべき者       | 金額   |            |    |                  |  |
| 一 法第三条の許可の申請をする者 | 四十万五千九百円（電子申請等）<br>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号） <u>第六条第一項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法 <u>第三条第八号</u> に規定する申請等を行う。以下同じ。）による場合にあつては、四十万五千二百円   |            |    |                  |  |
| 改正前              | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">手数料を納付すべき者</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 法第三条の許可の申請をする者</td> <td>四十万五千九百円（電子申請等）<br/>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法<u>第二条第六号</u>に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、四十万五千二百円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">二〇八（略）</p> <p>2 法第四十九条第三項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げる独立行政法人とする。</p> <p>一 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>二 独立行政法人製品評価技術基盤機構</p> | 手数料を納付すべき者 | 金額 | 一 法第三条の許可の申請をする者 | 四十万五千九百円（電子申請等）<br>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号） <u>第三条第一項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法 <u>第二条第六号</u> に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、四十万五千二百円 |
| 手数料を納付すべき者       | 金額   |            |    |                  |  |
| 一 法第三条の許可の申請をする者 | 四十万五千九百円（電子申請等）<br>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号） <u>第三条第一項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法 <u>第二条第六号</u> に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、四十万五千二百円   |            |    |                  |  |

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

|               |   |             |   |
|---------------|---|-------------|---|
| 改正後           |   | 改正前         |   |
| 別表第一（第六十五条関係） |   |             |   |
| 二〇九十<br>（略）   | （略）   | 二〇九十<br>（略） | （略）   |
| 番号            | 手数料を納付すべき者  | 番号          | 手数料を納付すべき者  |
| 一             | 法第三条第一項の指定を受けようとする者   | 一           | 法第三条第一項の指定を受けようとする者   |
| 金額            | 七百八十六万五千五百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百十一号） <u>第六条第一項の規定</u> により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法 <u>第三条第八号</u> に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、七百八十五万三千八百円） | 金額          | 七百八十六万五千五百円（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号） <u>第三条第一項の規定</u> により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法 <u>第二条第六号</u> に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、七百八十五万三千八百円） |

| 改正後                          |  | 改正前                          |           |              |  |                              |           |              |  |
|------------------------------|--|------------------------------|-----------|--------------|--|------------------------------|-----------|--------------|--|
| <p>2<br/>(略)</p>             | <p>(手数料)<br/>第四十条 法第十六条の四第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">手数料を納付すべき者<br/>(一)～(六)<br/>(略)</td> <td style="text-align: center;">区分<br/>(略)</td> <td style="text-align: center;">手数料の額<br/>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 この表の上欄に掲げる者が、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u> <u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法</u> <u>第三条第八号に規定する申請等をする場合における手数料の額は、同表の下欄に定める額から百円を減じた額とする。</u></p> | 手数料を納付すべき者<br>(一)～(六)<br>(略) | 区分<br>(略) | 手数料の額<br>(略) | <p>(手数料)<br/>第四十条 法第十六条の四第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">手数料を納付すべき者<br/>(一)～(六)<br/>(略)</td> <td style="text-align: center;">区分<br/>(略)</td> <td style="text-align: center;">手数料の額<br/>(略)</td> </tr> </table> <p>備考 この表の上欄に掲げる者が、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u> <u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して</u> <u>同法第二条第六号に規定する申請等をする場合における手数料の額は、同表の下欄に定める額から百円を減じた額とする。</u></p> | 手数料を納付すべき者<br>(一)～(六)<br>(略) | 区分<br>(略) | 手数料の額<br>(略) | <p>2<br/>法第十六条の四第二項の規定により納付すべき手数料の額は、四千七百円とする。</p> |
| 手数料を納付すべき者<br>(一)～(六)<br>(略) | 区分<br>(略)  | 手数料の額<br>(略)                 |           |              |  |                              |           |              |  |
| 手数料を納付すべき者<br>(一)～(六)<br>(略) | 区分<br>(略)  | 手数料の額<br>(略)                 |           |              |  |                              |           |              |  |

○放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後

| (手数料)  |  |
|--|--|
| 第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。 |  |
| 手数料を納付すべき者                                   | 金額   |
| 一 法第三条第一項本文又は第四条の二第一項の許可を受けようとする者            | 十七万九千円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号） <u>第六条第一項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法 <u>第三条第八号</u> に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、十七万七千八百円） |
| 二（略）   | （略）  |

改正前（令和元年九月一日時点）

| (手数料)  |  |
|--|--|
| 第三十一条 法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。 |  |
| 手数料を納付すべき者                                   | 金額   |
| 一 法第三条第一項本文又は第四条の二第一項の許可を受けようとする者            | 十七万九千円（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号） <u>第三条第一項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法 <u>第二条第六号</u> に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、十七万七千八百円） |
| 二（略）   | （略）  |

2 (略)

2 法第四十九条第二項に規定する政令で定める独立行政法人は、次に掲

- 一 独立行政法人酒類総合研究所
- 二 独立行政法人国立科学博物館

- 
- 三 国立研究開発法人物質・材料研究機構
  - 四 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
  - 五 独立行政法人国立美術館
  - 六 独立行政法人国立文化財機構
  - 七 独立行政法人農林水産消費安全技術センター
  - 八 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
  - 九 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
  - 十 国立研究開発法人森林研究・整備機構
  - 十一 国立研究開発法人水産研究・教育機構
  - 十二 国立研究開発法人産業技術総合研究所
  - 十三 独立行政法人製品評価技術基盤機構
  - 十四 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
  - 十五 独立行政法人海技教育機構
  - 十六 国立研究開発法人国立環境研究所
  - 十七 独立行政法人国立高等専門学校機構
  - 十八 独立行政法人国立病院機構
  - 十九 国立研究開発法人国立がん研究センター
  - 二十 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
  - 二十一 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
  - 二十二 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
  - 二十三 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
  - 二十四 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
  - 二十五 独立行政法人自動車技術総合機構
-

二十六 独立行政法人労働者健康安全機構

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第十三条 法第十条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し</u>て行う同法<u>第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。</u>）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>   |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第十三条 法第十条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し</u>て行う同法<u>第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。</u>）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> |



○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料令（昭和四十三年政令第十五号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）<u>第八十六条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。</u>）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</u></p>   |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）<u>第八十六条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。</u>）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</u></p> |

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第一条 電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）<br/>第三十二条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法<u>第三条</u>第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>   |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第一条 電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）<br/>第三十二条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法<u>第二条</u>第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（手数料）</p> <p>第三条 法第十六条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第十九条第二項の検査を受けようとする者が法第三十三条の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。</u>）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p>2 （略）</p> | <p>（手数料）</p> <p>第三条 法第十六条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第十九条第二項の検査を受けようとする者が法第三十三条の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。</u>）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p>2 法第二十九条の検査を受けようとする者が法第三十三条の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請等による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> |

○日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚だなの南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百四十八号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第一条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚<small>だな</small>の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（以下「法」という。）第四十二条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等</u>をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>   |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第一条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚<small>だな</small>の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（以下「法」という。）第四十二条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等</u>をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（謄本又は抄本の交付及び閲覧）</p> <p>第六条 何人も、特定鉱業原簿の謄本若しくは抄本の交付又は特定鉱業原簿若しくはその附属書類の閲覧を請求することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる者は、手数料として同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法<u>第三条</u>第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）を納付しなければならない。</p> <p>略</p> <p>2～4 （略）</p> | <p>（謄本又は抄本の交付及び閲覧）</p> <p>第六条 何人も、特定鉱業原簿の謄本若しくは抄本の交付又は特定鉱業原簿若しくはその附属書類の閲覧を請求することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる者は、手数料として同表の中欄に定める金額（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法<u>第二条</u>第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）を納付しなければならない。</p> <p>略</p> <p>2 何人も、経済産業省令で定めるところにより、前項の手数料のほかに送付に要する費用を納付して、特定鉱業原簿の謄本又は抄本の送付を請求することができる。</p> <p>3 特定鉱業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>4 特定鉱業原簿の附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）<u>第二条</u>第五項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章</p> |

の規定は、適用しない。

○深海底鉦業暫定措置法関係手数料令（昭和五十七年政令第九十九号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>深海底鉦業暫定措置法（以下「法」という。）第三十四条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法<u>第三条</u>第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p>略</p> | <p>深海底鉦業暫定措置法（以下「法」という。）第三十四条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法<u>第二条</u>第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p>略</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（完成検査等に係る認定に係る手数料の額）</p> <p>第一条 高圧ガス保安法（以下「法」という。）第七十三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法<u>第三条第八号</u>に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> | <p>（完成検査等に係る認定に係る手数料の額）</p> <p>第一条 高圧ガス保安法（以下「法」という。）第七十三条第一項の規定により別表第一の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法<u>第二条第六号</u>に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> |



| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>第一条 鉱業法（以下「法」という。）<u>第三百三十六条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等</u>という。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</u></p> <p>略</p> <p>第三条 手数料は、願書、申請書、届書又は請求書に収入印紙を貼つて納付しなければならない。</p> | <p>第一条 鉱業法（以下「法」という。）<u>第三百三十六条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等</u>という。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</u></p> <p>略</p> <p>第三条 手数料は、願書、申請書、届書又は請求書に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、電子申請等による場合にあつては、<u>経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納付することができる。</u></p> |

|   |   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">改正後</p>  | <p style="text-align: center;">改正前</p>  |
| <p style="text-align: center;">（規約の届出）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の規定による規約の謄本の提出は、当該謄本三通を税務署長、都道府県知事又は市町村長のいづれかに提出すれば足りるものとし、当該謄本の提出を受けた者は、遅滞なく、当該謄本一通ずつを他の規約の届出を受けるべき者に送付するものとする。</p> <p>（削る。）</p> <p>3 前二項の規定は、法第十条の二の規定による納税貯蓄組合連合会の規約の届出について準用する。</p> | <p style="text-align: center;">（規約の届出）</p> <p>第一条 納税貯蓄組合法（以下「法」という。）第二条第一項の規定による納税貯蓄組合の規約の届出は、組合の代表者その他これに準ずる者が、当該規約の謄本を当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する税務署長、都道府県知事及び市町村長（特別区の長を含む。）に提出してするものとする。</p> <p>2 前項の規定による規約の謄本の提出は、当該謄本三通を税務署長、都道府県知事又は市町村長のうちのいづれかに提出すれば足りるものとし、当該謄本の提出を受けた者は、遅滞なく、当該謄本一通ずつを他の規約の届出を受けるべき者に送付するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。第五条第二項において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項に規定する規約の届出がされた場合には、前項に規定する規約の謄本の三通が提出されたものとみなす<sup>9</sup>。</p> <p>4 前三項の規定は、法第十条の二の規定による納税貯蓄組合連合会の規約の届出について準用する。</p> |

(解散の届出)

第五条 法第十三条の規定による解散の届出は、その旨を記載した書面三通を規約の届出をした税務署長、都道府県知事又は市町村長のいずれかに提出してすれば足りるものとし、当該書面の提出を受けた者は、遅滞なく、当該書面一通ずつを他の解散の届出を受けるべき者に送付するものとする。

(削る。)

(解散の届出)

第五条 法第十三条の規定による解散の届出は、その旨を記載した書面三通を規約の届出をした税務署長、都道府県知事又は市町村長のうちのいずれか一に提出してすれば足りるものとし、当該書面の提出を受けた者は、遅滞なく、当該書面一通ずつを他の解散の届出を受けるべき者に送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する解散の届出がされた場合には、同項に規定するその旨を記載した書面の三通が提出されたものとみなす。

| 改正後                 |   | 改正前        |   |
|---------------------|---|------------|---|
| <p>二〇十八<br/>（略）</p> | <p>（国又は協会に納める手数料）<br/>第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）<u>第二百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>手数料を納付すべき者</p> <p>一 新規登録を申請する者</p> | <p>（略）</p> | <p>（国又は協会に納める手数料）<br/>第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）<u>第二百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>手数料を納付すべき者</p> <p>一 新規登録を申請する者</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 九百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。</u>）による場合にあつては、五百円）</p>                        |
| <p>二〇十八<br/>（略）</p> | <p>（国又は協会に納める手数料）<br/>第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）<u>第二百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>手数料を納付すべき者</p> <p>一 新規登録を申請する者</p> | <p>（略）</p> | <p>（国又は協会に納める手数料）<br/>第一条 道路運送車両法（以下「法」という。）<u>第二百二条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>手数料を納付すべき者</p> <p>一 新規登録を申請する者</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 九百円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。</u>）による場合にあつては、五百円）</p> <p>二 その他の自動車 七百元</p> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（登録認証機関の登録手数料）</p> <p>第三条 法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十四万五千円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。</u>以下同じ。）による場合にあつては、十四万四千五百円）</p> <p>二（略）</p> <p>2/4（略）</p> | <p>（登録認証機関の登録手数料）</p> <p>第三条 法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十四万五千円（電子申請（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、十四万四千五百円）</p> <p>二 前号に規定する区分以外の区分 十一万八千七百円（電子申請による場合にあつては、十一万八千二百円）</p> <p>2 法第十四条第一項の登録（以下この条及び第五条において「<u>機関登録</u>」という。）を受けようとする者が同時に法第四十二条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。</p> |

- 
- 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十三万五千四百円（電子申請による場合にあつては、十三万四千九百円）
  - 二 前号に規定する区分以外の区分 十万九千九百円（電子申請による場合にあつては、十万八千六百円）
  - 3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。
    - 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 八万九百円（電子申請による場合にあつては、八万五百円）
    - 二 前号に規定する区分以外の区分 五万四千六百円（電子申請による場合にあつては、五万四千二百円）
  - 4 前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第十四条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。
    - 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万千九百円
-

二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円

| 改正後   | 改正前  |   |
|---|--|---|
| <p>（手数料）</p> <p>第二条 法第百二十五条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。</p> <p>一 法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の場合 四十四万四千九百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u> 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、四十四万二千五百円</p> <p>二 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（手数料）</p> <p>第二条 法第百二十五条第一項（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。</p> <p>一 法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の場合 四十四万四千九百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u> 第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、四十四万二千五百円</p> <p>二 法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の場合 十八万六千六百円</p> <p>2 法第百二十五条第二（法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、一件につき次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="375 1164 478 2016"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>3 前二項の場合において、同一の起業者が行う同一の事業に関して、法第二条又は法第五条から第七条までの規定のうちいずれか二以上の規定による収用又は使用のために事業の認定の申請、収用又は使用の裁決の申請若しくは協議の確認の申請を一の申請書によつて行う場合又は法第</p> | 略 |
| 略   |  |   |



九十四条第二項の規定によつて損失補償の裁決を申請する場合は、それぞれ一件の申請とみなす。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第五条 法第二十七条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。</u>以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>   |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第五条 法第二十七条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付すべき手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。</u>以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（再教育研修修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第一条 医師法（以下「法」という。）第七条の二第四項の政令で定める手数料の額は、三千百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円）とする。</p> <p>（臨床研修修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第十二条 法第十六条の五の政令で定める手数料の額は、三千百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円）とする。</p> | <p>（再教育研修修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第一条 医師法（以下「法」という。）第七条の二第四項の政令で定める手数料の額は、三千百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円）とする。</p> <p>（臨床研修修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第十二条 法第十六条の五の政令で定める手数料の額は、三千百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円）とする。</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（再教育研修修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第一条 歯科医師法（以下「法」という。）第七条の二第四項の政令で定める手数料の額は、三千百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円</u>）とする。</p> <p>（臨床研修修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第十二条 法第十六条の五の政令で定める手数料の額は、三千百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円）とする。</p> | <p>（再教育研修修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第一条 歯科医師法（以下「法」という。）第七条の二第四項の政令で定める手数料の額は、三千百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円</u>）とする。</p> <p>（臨床研修修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第十二条 法第十六条の五の政令で定める手数料の額は、三千百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円）とする。</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(手数料)</p> <p>第十三条 法第四十五条の三第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者 二千五百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、二千四百五十円）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(手数料)</p> <p>第十三条 法第四十五条の三第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者 二千五百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、二千四百五十円）</p> <p>二 免状の書換え交付を受けようとする者 二千五百円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、二千五十円）</p> <p>三 免状の再交付を受けようとする者 二千五百円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、二千五十円）</p> <p>2 法第四十五条の三第二項の政令で定める受験手数料の額は、一万六千八百円とする。</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（再教育研修修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第一条 薬剤師法（以下「法」という。）第八条の二第四項の政令で定める手数料の額は、四千五十円（<u>情報通信技術</u>を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、三千九百円）とする。</p> | <p>（再教育研修修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第一条 薬剤師法（以下「法」という。）第八条の二第四項の政令で定める手数料の額は、四千五十円（<u>行政手続等</u>における<u>情報通信の技術の利</u>用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、三千九百円）とする。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p>   | <p style="text-align: center;">改 正 前</p>   |
| <p>（登録の更新の手数料）</p> <p>第二十七条 法第三十五条の三の二十七第五項の政令で定める額は、三万七千五百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあつては、三万四千四百円）とする。</p> | <p>（登録の更新の手数料）</p> <p>第二十七条 法第三十五条の三の二十七第五項の政令で定める額は、三万七千五百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあつては、三万四千四百円）とする。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p>   | <p style="text-align: center;">改 正 前</p>  |
| <p>（申請書の受付）<br/>第三十六条（略）</p> <p>2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登録の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。</p> | <p>（申請書の受付）</p> <p>第三十六条 国土交通大臣は、申請書を受け取つたときは、申請書受付帳に受付年月日、受付番号、登録の目的及び申請人の氏名（法人にあつては、その名称）を、申請書に受付年月日及び受付番号を記載しなければならない。この場合において、同一のダム使用権に関して同時に二以上の申請があつたときは、同一の受付番号を記載しなければならない。</p> <p>2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登録の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。</p> |



|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第三条 法第三十五条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならぬ手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>   |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第三条 法第三十五条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならぬ手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>1 (略)</p> <p>2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合における前項の規定の適用については、同項の表中「二千八百円」とあるのは、「二千四百円」とする。</p> | <p>1 ガス事業法(以下「法」という。)第六十四條第一項第一号から第四号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">略</div> <p>2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合における前項の規定の適用については、同項の表中「二千八百円」とあるのは、「二千四百円」とする。</p> |

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（手数料）</p> <p>第三条 建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）の交付又は再交付の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 免状の交付 二千三百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（以下「電子情報処理組織を使用する場合」という。）にあつては、二千二百五十円）</p> <p>二（略）</p> | <p>（手数料）</p> <p>第三条 建築物環境衛生管理技術者免状（以下「免状」という。）の交付又は再交付の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 免状の交付 二千三百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（以下「電子情報処理組織を使用する場合」という。）にあつては、二千二百五十円）</p> <p>二 免状の再交付 千九百円（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、千八百円）</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第二条 法第四十条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならぬ手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。</u>）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>    |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">(手数料)</p> <p>第二条 法第四十条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならぬ手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。</u>）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第四条 法第二十二條第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、<u>二万九千二百円</u>（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成十四年法律第五十一号）<u>第六條第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して更新の登録の申請をする場合にあつては、<u>二万八千三百円</u>）とする。</p> <p style="text-align: center;">254 （略）</p>  |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第四条 法第二十二條第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、<u>二万九千二百円</u>（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成十四年法律第五十一号）<u>第三條第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して更新の登録の申請をする場合にあつては、<u>二万八千三百円</u>）とする。</p> <p>2 法第二十二條第二項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 総合旅行業務取扱管理者試験 六千五百円</p> <p>二 国内旅行業務取扱管理者試験 五千八百円</p> <p>三 地域限定旅行業務取扱管理者試験 五千五百円</p> <p>3 法第二十二條第三項の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅程管理研修の手数料の額は、<u>三万七千六百円</u>とする。</p> <p>4 法第四十條の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、<u>一万七千九百円</u>とする。</p> |

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第十条 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならぬ手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p>   |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第十条 法第四十九条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならぬ手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。</p> <p style="text-align: center;">略</p> |

改正後

（確認手数料）

第四十三条 法第五条第一項に規定する第一種事業所の新設について法第四十一条第一項の規定による確認を受けようとする者が法第四十五条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

|  |                 |              |
|--|-----------------|--------------|
| 事業所の種類<br>(略)  | 事業所の敷地面積<br>(略) | 手数料の額<br>(略) |
| 備考 この表の上欄に掲げる事業所について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十一条第一項の届出をする場合における手数料の額は、同表の下欄に定める額から百円を減じた額とする。 |                 |              |

2 法第七条第一項に規定する第一種事業所に係る法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更について法第十一条第一項の規定による確認を受けようとする者が法第四十五条の規定により納付しなければならない手数料の額は、前項の表の上欄及び中欄の区分に応じ、同表の下欄に定める手数料の額の二分の一に相当する金額（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十一条第一項の届出をす

改正前

（確認手数料）

第四十三条 法第五条第一項に規定する第一種事業所の新設について法第四十一条第一項の規定による確認を受けようとする者が法第四十五条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

|  |                 |              |
|--|-----------------|--------------|
| 事業所の種類<br>(略)  | 事業所の敷地面積<br>(略) | 手数料の額<br>(略) |
| 備考 この表の上欄に掲げる事業所について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十一条第一項の届出をする場合における手数料の額は、同表の下欄に定める額から百円を減じた額とする。 |                 |              |

2 法第七条第一項に規定する第一種事業所に係る法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の一部の変更について法第十一条第一項の規定による確認を受けようとする者が法第四十五条の規定により納付しなければならない手数料の額は、前項の表の上欄及び中欄の区分に応じ、同表の下欄に定める手数料の額の二分の一に相当する金額（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十一条第一項の届出

る場合にあつては、当該金額から百円を減じた金額とする。

をする場合にあつては、当該金額から百円を減じた金額とする。



○特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百三十一号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p>   | <p style="text-align: center;">改 正 前</p>  |
| <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合における前項の規定の適用については、同項の表中「三千百円」とあるのは「二千八百五十円」と、「二千二百五十円」とあるのは「二千百五十円」とする。</p> | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第二条 法第四条第五項に規定する者が同項の規定により納付しなければならぬ手数料の金額は、次の表のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">略</p> </div> <p>2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合における前項の規定の適用については、同項の表中「三千百円」とあるのは「二千八百五十円」と、「二千二百五十円」とあるのは「二千百五十円」とする。</p> |

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   |  | 改正前       |                |            |   |   |  |                    |           |                |            |   |  |                 |                 |
|---|--|-----------|----------------|------------|---|---|--|--------------------|-----------|----------------|------------|---|--|-----------------|-----------------|
| <p>第三十一条 法第六十三条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>  |  |           |                |            |   |   |  |                    |           |                |            |   |  |                 |                 |
| （手数料）   |  | （手数料）     |                |            |   |   |  |                    |           |                |            |   |  |                 |                 |
| <p>第三十一条 法第六十三条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>  | <p>第三十一条 法第六十三条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。</p>   |           |                |            |   |   |  |                    |           |                |            |   |  |                 |                 |
| <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>納めなければならない者</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>金額</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>一〇十三（略）</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>（略）</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>十四 法第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>四千八百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、三千九百五十円）</p> </td> </tr> </table> | <p>納めなければならない者</p>   | <p>金額</p> | <p>一〇十三（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>十四 法第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者</p> | <p>四千八百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、三千九百五十円）</p> | <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>納めなければならない者</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>金額</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>一〇十三（略）</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>（略）</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>十四 法第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>四千八百円（電子申請（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、三千九百五十円）</p> </td> </tr> </table> | <p>納めなければならない者</p> | <p>金額</p> | <p>一〇十三（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>十四 法第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者</p> | <p>四千八百円（電子申請（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、三千九百五十円）</p> | <p>十五・十六（略）</p> | <p>十五・十六（略）</p> |
| <p>納めなければならない者</p>  | <p>金額</p>  |           |                |            |   |   |  |                    |           |                |            |   |  |                 |                 |
| <p>一〇十三（略）</p>  | <p>（略）</p>   |           |                |            |   |   |  |                    |           |                |            |   |  |                 |                 |
| <p>十四 法第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者</p>   | <p>四千八百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、三千九百五十円）</p>    |           |                |            |   |   |  |                    |           |                |            |   |  |                 |                 |
| <p>納めなければならない者</p>  | <p>金額</p>  |           |                |            |   |   |  |                    |           |                |            |   |  |                 |                 |
| <p>一〇十三（略）</p>  | <p>（略）</p>   |           |                |            |   |   |  |                    |           |                |            |   |  |                 |                 |
| <p>十四 法第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする者</p>   | <p>四千八百円（電子申請（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、三千九百五十円）</p> |           |                |            |   |   |  |                    |           |                |            |   |  |                 |                 |

|  |  |   |  |           |  |
|--|--|---|--|-----------|--|
| 改正後  |  | 別表第二（第十三条関係）<br>手数料を納めなければならない<br>者<br>一〇九（略） |  | 金額<br>（略） |  |
| 備考 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号） <u>第六条第一項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新の申請を行う場合におけるこの表の適用については、七の項中「一六、九〇〇円」とあるのは、「一六、八〇〇円」とする。   |  |   |  |           |  |
| 改正前  |  | 別表第二（第十三条関係）<br>手数料を納めなければならない<br>者<br>一〇九（略） |  | 金額<br>（略） |  |
| 備考 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号） <u>第三条第一項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新の申請を行う場合におけるこの表の適用については、七の項中「一六、九〇〇円」とあるのは、「一六、八〇〇円」とする。 |  |   |  |           |  |

○外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百六十三号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（手数料）</p> <p>第二条 法第三条第九項（法第二十一条の七第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、一万五千三百円（<u>情報通信技術</u>を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合）<u>あつては</u>、一万五千百円）とする。</p> | <p>（手数料）</p> <p>第二条 法第三条第九項（法第二十一条の七第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、一万五千三百円（<u>行政手続等</u>における<u>情報通信の技術</u>の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合）<u>あつては</u>、一万五千百円）とする。</p> |

○商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（手数料）</p> <p>第六条 法第十二条の政令で定める額は、二十一万九千円（<u>情報通信技術</u>を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合</u>にあつては、十八万千円）とする。</p> | <p>（手数料）</p> <p>第六条 法第十二条の政令で定める額は、二十一万九千円（<u>行政手続等</u>における<u>情報通信の技術の利用</u>に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合</u>にあつては、十八万千円）とする。</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第一条 獣医師法（以下「法」という。）<u>第三条の規定により免許を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、二千元（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合</u>にあつては、千九百五十円）とする。</u></p> <p>2・3 （略）</p>  |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第一条 獣医師法（以下「法」という。）<u>第三条の規定により免許を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、二千元（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合</u>にあつては、千九百五十円）とする。</u></p> <p>2 法第十五条の規定により獣医師国家試験を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、一万三千九百円とする。</p> <p>3 法第十五条の規定により獣医師国家試験予備試験を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、三万五百円とする。</p> |

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p>   | <p style="text-align: center;">改 正 前</p>   |
| <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第十五条 法第二十条の規定により別表第四の第二欄に掲げる者が納付し<br/>なければならぬ手数料の額は、同表の第三欄に定める金額（電子申請<br/>（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律<br/>第五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理<br/>組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、<br/>同表の第四欄に定める金額）とする。</p> | <p style="text-align: center;">（手数料）</p> <p>第十五条 法第二十条の規定により別表第四の第二欄に掲げる者が納付し<br/>なければならぬ手数料の額は、同表の第三欄に定める金額（電子申請<br/>（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年<br/>法律第五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報<br/>処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつて<br/>は、同表の第四欄に定める金額）とする。</p> |

○航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後                                  |  | 改正前  |  |
|--------------------------------------|--|--|--|
| 別表第一（第二条関係）                          |  |  |  |
| 納付しなければならない者                         | 区分   | 手数料の額  | 手数料の額  |
| 一 法第十<br>条第一項<br>の耐空証<br>明を申請<br>する者 | イ 法第<br>十条第<br>五項第<br>一号か<br>ら第四<br>号まで<br>に掲げ<br>る航空<br>機以外<br>の航空<br>機 | 飛行機<br>最大離陸<br>重量五千<br>七百キロ<br>グラム以<br>下のもの<br>「単発機<br>」という。<br>一基の発動<br>機を有する<br>もの（以下<br>円（情報通<br>信技術を活<br>用した行政<br>の推進等に<br>関する法律<br>（平成十四<br>年法律第百<br>五十一号）<br>第六条第一<br>項の規定に<br>より同項に<br>規定する電  | 飛行機<br>最大離陸<br>重量五千<br>七百キロ<br>グラム以<br>下のもの<br>「単発機<br>」という。<br>一基の発動<br>機を有する<br>もの（以下<br>円（行政手<br>続等におけ<br>る情報通信<br>の技術の利<br>用に関する<br>法律（平成<br>十四年法律<br>第一百五十一<br>号）第三條<br>第一項の規<br>定により同<br>項に規定す |
|                                      |  | 三百七十三<br>万三千六百<br>円  | 三百七十三<br>万三千六百<br>円  |
| 別表第一（第二条関係）                          |  |  |  |
| 納付しなければならない者                         | 区分   | 手数料の額  | 手数料の額  |
| 一 法第十<br>条第一項<br>の耐空証<br>明を申請<br>する者 | イ 法第<br>十条第<br>五項第<br>一号か<br>ら第四<br>号まで<br>に掲げ<br>る航空<br>機以外<br>の航空<br>機 | 飛行機<br>最大離陸<br>重量五千<br>七百キロ<br>グラム以<br>下のもの<br>「単発機<br>」という。<br>一基の発動<br>機を有する<br>もの（以下<br>円（行政手<br>続等におけ<br>る情報通信<br>の技術の利<br>用に関する<br>法律（平成<br>十四年法律<br>第一百五十一<br>号）第三條<br>第一項の規<br>定により同<br>項に規定す | 飛行機<br>最大離陸<br>重量五千<br>七百キロ<br>グラム以<br>下のもの<br>「単発機<br>」という。<br>一基の発動<br>機を有する<br>もの（以下<br>円（行政手<br>続等におけ<br>る情報通信<br>の技術の利<br>用に関する<br>法律（平成<br>十四年法律<br>第一百五十一<br>号）第三條<br>第一項の規<br>定により同<br>項に規定す |
|                                      |  | 三百七十三<br>万三千六百<br>円  | 三百七十三<br>万三千六百<br>円  |



|     |        |        |     |     |   |  |
|-----|--------|--------|-----|-----|---|--|
| 略)  | 二<br>五 |        |     |     |   |  |
| (略) | (略)    | ロ<br>二 |     |     |   |  |
| (略) | (略)    | (略)    | (略) |     |   |  |
| (略) | (略)    | (略)    | (略) | (略) |   |  |
| (略) | (略)    | (略)    | (略) | (略) |   |  |
| (略) | (略)    | (略)    | (略) | (略) | 子<br>情<br>報<br>処<br>理<br>組<br>織<br>を<br>使<br>用<br>し<br>て<br>(<br>以<br>下<br>「<br>電<br>子<br>情<br>報<br>処<br>理<br>組<br>織<br>に<br>よ<br>り<br>」<br>と<br>い<br>う<br>。)<br>証<br>明<br>を<br>申<br>請<br>す<br>る<br>場<br>合<br>(<br>以<br>下<br>「<br>電<br>子<br>証<br>明<br>申<br>請<br>の<br>場<br>合<br>」<br>と<br>い<br>う<br>。<br>)<br>に<br>あ<br>っ<br>て<br>は<br>、<br>三<br>百<br>七<br>十<br>三<br>万<br>三<br>千<br>百<br>円 |  |

|     |        |        |     |     |   |  |
|-----|--------|--------|-----|-----|---|--|
| 略)  | 二<br>五 |        |     |     |   |  |
| (略) | (略)    | ロ<br>二 |     |     |   |  |
| (略) | (略)    | (略)    | (略) |     |   |  |
| (略) | (略)    | (略)    | (略) | (略) |   |  |
| (略) | (略)    | (略)    | (略) | (略) |   |  |
| (略) | (略)    | (略)    | (略) | (略) | る<br>電<br>子<br>情<br>報<br>処<br>理<br>組<br>織<br>を<br>使<br>用<br>し<br>て<br>(<br>以<br>下<br>「<br>電<br>子<br>情<br>報<br>処<br>理<br>組<br>織<br>に<br>よ<br>り<br>」<br>と<br>い<br>う<br>。)<br>証<br>明<br>を<br>申<br>請<br>す<br>る<br>場<br>合<br>(<br>以<br>下<br>「<br>電<br>子<br>証<br>明<br>申<br>請<br>の<br>場<br>合<br>」<br>と<br>い<br>う<br>。<br>)<br>に<br>あ<br>っ<br>て<br>は<br>、<br>三<br>百<br>七<br>十<br>三<br>万<br>三<br>千<br>百<br>円 |  |

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第十一條関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前（令和元年十月一日時点）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

| 改正後   |   | 改正前（令和元年十月一日時点）   |                      |                   |           |  |            |   |   |                      |                   |           |  |            |   |
|---|---|---|----------------------|-------------------|-----------|--|------------|---|---|----------------------|-------------------|-----------|--|------------|---|
| <p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p> | <p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p> | <table border="1"> <tr> <td>標準業務<br/>一〇五十一<br/>(略)</td> <td>手数料を徴収する事務<br/>(略)</td> <td>金額<br/>(略)</td> </tr> <tr> <td>五十二 高压<br/>ガス保安法<br/>施行令（平成九年政令第二十号）<br/>第十八条第二項第一号<br/>第二十条</td> <td>1〜4<br/>(略)</td> <td>イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験<br/>九千三百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<br/>第六条第一項の規定に</td> </tr> </table> | 標準業務<br>一〇五十一<br>(略) | 手数料を徴収する事務<br>(略) | 金額<br>(略) | 五十二 高压<br>ガス保安法<br>施行令（平成九年政令第二十号）<br>第十八条第二項第一号<br>第二十条 | 1〜4<br>(略) | イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験<br>九千三百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<br>第六条第一項の規定に | <table border="1"> <tr> <td>標準業務<br/>一〇五十一<br/>(略)</td> <td>手数料を徴収する事務<br/>(略)</td> <td>金額<br/>(略)</td> </tr> <tr> <td>五十二 高压<br/>ガス保安法<br/>施行令（平成九年政令第二十号）<br/>第十八条第二項第一号<br/>第二十条</td> <td>1〜4<br/>(略)</td> <td>イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験<br/>九千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<br/>第三条第一項の規</td> </tr> </table> | 標準業務<br>一〇五十一<br>(略) | 手数料を徴収する事務<br>(略) | 金額<br>(略) | 五十二 高压<br>ガス保安法<br>施行令（平成九年政令第二十号）<br>第十八条第二項第一号<br>第二十条 | 1〜4<br>(略) | イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験<br>九千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<br>第三条第一項の規 |
| 標準業務<br>一〇五十一<br>(略)  | 手数料を徴収する事務<br>(略)   | 金額<br>(略)   |                      |                   |           |  |            |   |   |                      |                   |           |  |            |   |
| 五十二 高压<br>ガス保安法<br>施行令（平成九年政令第二十号）<br>第十八条第二項第一号<br>第二十条  | 1〜4<br>(略)  | イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験<br>九千三百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<br>第六条第一項の規定に   |                      |                   |           |  |            |   |   |                      |                   |           |  |            |   |
| 標準業務<br>一〇五十一<br>(略)  | 手数料を徴収する事務<br>(略)   | 金額<br>(略)   |                      |                   |           |  |            |   |   |                      |                   |           |  |            |   |
| 五十二 高压<br>ガス保安法<br>施行令（平成九年政令第二十号）<br>第十八条第二項第一号<br>第二十条  | 1〜4<br>(略)  | イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験<br>九千三百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<br>第三条第一項の規   |                      |                   |           |  |            |   |   |                      |                   |           |  |            |   |

づく製造保安責任者免状の交付及び同号の規定に基づく高压ガス保安法第三十条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施又は同法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の交付及び同法第三十条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施に関する

より同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項及び八十七の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、八千八百円（略）

づく製造保安責任者免状の交付及び同号の規定に基づく高压ガス保安法第三十条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施又は同法第二十九条の規定に基づく販売主任者免状の交付及び同法第三十条第二項の規定に基づく販売主任者試験の実施に関する

定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項及び八十七の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、八千八百円

ロ 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千四百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七千九百円）

ハ 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 九千円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千五百円）

ニ 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任

|                       |          |             |
|-----------------------|----------|-------------|
| 五十三<br>〜<br>百九<br>(略) |          | る<br>事<br>務 |
| (略)                   | 6<br>(略) |             |
| (略)                   | (略)      |             |

|                       |          |  |
|-----------------------|----------|--|
| 五十三<br>〜<br>百九<br>(略) |          | る<br>事<br>務  |
| (略)                   | 6<br>(略) |  |
| (略)                   | (略)      | <p>者試験 九千円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、八千五百円）</p> <p>ホ 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 八千四百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、七千九百円）</p> |

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第三百三十八号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（手数料の額等）</p> <p>第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る</p> | <p>（手数料の額等）</p> <p>第八条 法第十九条の手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき二十円</p> <p>二 フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき八十円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円を加えた額</p> <p>三 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次条において同じ。）に複写したものの交付 一枚につき二百円に〇・五メガバイトまでごとに二百六十円（法第十条第二項に規定する開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあっては、二百メガバイトまでごとに九百円）を加えた額</p> <p>四 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る</p> |

電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。) 一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円(開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、二百メガバイトまでごとに八百八十円)を加えた額

2・3 (略)

電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限る。) 一件につき百円に〇・五メガバイトまでごとに二百四十円(開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、二百メガバイトまでごとに八百八十円)を加えた額

2 手数料は、法第十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。

3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

○原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（手数料）</p> <p>第十条 法第三十三条の規定により納付すべき手数料の額は、六万四千八百円（<u>情報通信技術</u>を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあつては、六万三千三百円）に放射線測定設備一式につき二万四千九百円を加算した額とする。</p> | <p>（手数料）</p> <p>第十条 法第三十三条の規定により納付すべき手数料の額は、六万四千八百円（<u>行政手続等</u>における<u>情報通信の技術の利用</u>に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあつては、六万三千三百円）に放射線測定設備一式につき二万四千九百円を加算した額とする。</p> |

○大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（手数料）</p> <p>第六条 法第三十九条の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。</p> <p>一 事業区域の延長が二キロメートル以下の場合 七十万八千八百円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。次号において同じ。）による場合にあつては、七十万六千四百円）</p> <p>二（略）</p> | <p>（手数料）</p> <p>第六条 法第三十九条の規定による手数料の額は、一件につき次のとおりとする。</p> <p>一 事業区域の延長が二キロメートル以下の場合 七十万八千八百円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。次号において同じ。）による場合にあつては、七十万六千四百円）</p> <p>二 事業区域の延長が二キロメートルを超える場合 七十万八千八百円（電子申請による場合にあつては、七十万六千四百円）に事業区域の延長の二キロメートルを超える部分が一キロメートルに達することに十四万四千六百円を加えた金額</p> |



|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p>   | <p style="text-align: center;">改 正 前</p>  |
| <p style="text-align: center;">（認定等の申請に係る手数料の額）</p> <p style="text-align: center;">第三条 （略）</p> | <p style="text-align: center;">（認定等の申請に係る手数料の額）</p> <p style="text-align: center;">第三条 法第三十六条第一項各号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">一 主務大臣が法第十七条第一項の指定調査機関に同項の規定による調査の全部を行わせる場合 イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p> <p style="text-align: center;">イ 法第七条第一項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の認定の更新を受けようとする者 一万三百円</p> <p style="text-align: center;">ロ 法第九条第一項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の変更の認定を受けようとする者 五千六百元</p> <p style="text-align: center;">二 主務大臣が法第十七条第一項の指定調査機関に同項の規定による調査の全部を行わせない場合 別に政令で定める額</p> <p style="text-align: center;">2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定又はその更新の申請を行う場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「一万三百円」とあるのは「九千九百円」と、「五千六百元」とあるのは「五千二百円」とする。</u></p> |

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（認定等の申請に係る手数料の額）</p> <p>第十条 法第四十条第一項各号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 主務大臣が法第五条第二項（法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下単に「調査」という。）の業務の全部を自ら行う場合 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める額）</p> <p>二・三 （略）</p> | <p>（認定等の申請に係る手数料の額）</p> <p>第十条 法第四十条第一項各号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 主務大臣が法第五条第二項（法第六条第二項及び第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下単に「調査」という。）の業務の全部を自ら行う場合 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、同表の下欄に定める額）</p> <p>二 主務大臣が法第十四条第一項の規定により同項の指定調査機関に調査の業務の全部を行わせる場合及び法第三十六条第一項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に調査の業務の全部を行わせる場合 イからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額</p> <p>イ 法第三条第一項の認定を受けようとする者 五万千六百円（電子</p> |

申請による場合にあつては、五万二千二百円)

ロ 法第六条第一項の認定の更新を受けようとする者 三万六千九百円 (電子申請による場合にあつては、三万六千五百円)

ハ 法第七条第一項の変更の認定を受けようとする者 五万六千六百円 (電子申請による場合にあつては、五万二千二百円)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 別に政令で定める額

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p>（特別用途表示の許可等に係る手数料）</p> <p>第四条 法第二十六条第四項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 国に納める手数料 九千八百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u> <u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、七千六百円</u>）</p> <p>二（略）</p>   |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p>（特別用途表示の許可等に係る手数料）</p> <p>第四条 法第二十六条第四項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 国に納める手数料 九千八百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u> <u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、七千六百円</u>）</p> <p>二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に納める手数料 八十万円を超えない範囲内において、内閣総理大臣が特別の用途を勘案して定める区分ごとに法第二十六条第一項の許可又は法第二十九条第一項の承認を行うについて必要な試験の項目として内閣総理大臣が定める項目の実費を勘案して内閣総理大臣が定める額</p> |

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書が発給等に関する法律施行令（平成十七年政令第十八号）（抄）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p>   | <p style="text-align: center;">改 正 前</p>   |
| <p>（経済産業大臣の行う第一種特定原産地証明書の発給に係る手数料）<br/>                 第七条 法第三十二条第一項の政令で定める額は、一件につき五千五百円<br/>                 （電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。第九条において同じ。）を行う場合にあつては、二千九百五十円）とする。</p> | <p>（経済産業大臣の行う第一種特定原産地証明書の発給に係る手数料）<br/>                 第七条 法第三十二条第一項の政令で定める額は、一件につき五千五百円<br/>                 （電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。第九条において同じ。）を行う場合にあつては、二千九百五十円）とする。</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（検査事務等に関する手数料）</p> <p>第七条 法第三十二条第一項各号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 法第十二条第三項の承認を受けようとする者 一万九千三百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、一万九千百円）</p> <p>三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> | <p>（検査事務等に関する手数料）</p> <p>第七条 法第三十二条第一項各号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第六条第一項の指定を受けようとする者 三十二万二千五百円</p> <p>二 法第十二条第三項の承認を受けようとする者 一万九千三百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあっては、一万九千百円）</p> <p>三 法第十七条第一項ただし書の検査を受けようとする者 十六万八千三百円</p> <p>2 法第三十二条第一項第一号又は第三号に掲げる者で本邦外において行う検査を受けようとするものが同条の規定により国に納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に、主務省令で定める数の職員が当該検査のためその地に出張するとした場合に国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、これらの職員は、一般職の職員の給与に関する</p> |

法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に必要ない細目は、主務省令で定める。

3 法第三十二条第一項第一号又は第三号に掲げる者が同項の規定により登録特定原動機検査機関又は登録特定特殊自動車検査機関に納めなければならぬ手数料の額は、それぞれ法第二十一条第四項に規定する特定原動機検査事務の実施に関する規程又は法第二十七条において読み替えて準用する法第二十一条第四項に規定する特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程で定める額とする。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p>（住宅宿泊管理者等の登録の更新の手数料）</p> <p>第二条 法第二十二條第五項の政令で定める額は、一万九千七百円（<u>情報</u>通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）<u>第六條第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十二條第二項の登録の更新の申請をする場合にあつては、一万九千七百円）とする。</p> <p>2 法第四十六條第五項の政令で定める額は、二万六千五百円（<u>情報</u>通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第四十六條第二項の登録の更新の申請をする場合にあつては、二万五千七百円）とする。</p>     |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p>（住宅宿泊管理者等の登録の更新の手数料）</p> <p>第二条 法第二十二條第五項の政令で定める額は、一万九千七百円（<u>行政</u>手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）<u>第三條第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十二條第二項の登録の更新の申請をする場合にあつては、一万九千七百円）とする。</p> <p>2 法第四十六條第五項の政令で定める額は、二万六千五百円（<u>行政</u>手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第四十六條第二項の登録の更新の申請をする場合にあつては、二万五千七百円）とする。</p> |



| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（共同申請）</p> <p>第十条 登録は、登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。</p> <p>（申請の受理をしない場合）</p> <p>第二十一条 運輸監理部長又は運輸支局長は、登録の申請が次に掲げる場合に該当するときは、その申請を受理してはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合を除くほか、当事者が出頭しないとき。</p> <p>四〇九 （略）</p> | <p>（共同申請）</p> <p>第十条 登録は、登録権利者及び登録義務者又はこれらの者の代理人が運輸監理部又は運輸支局に出頭して申請しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、運輸監理部又は運輸支局に出頭することを要しない。</p> <p>（申請の受理をしない場合）</p> <p>第二十一条 運輸監理部長又は運輸支局長は、登録の申請が次に掲げる場合に該当するときは、その申請を受理してはならない。</p> <p>一 使用の本拠の所在地がその管轄に属しないとき。</p> <p>二 登録の申請をした事項が登録をすべきものでないとき。</p> <p>三 第十条ただし書に規定する場合を除くほか、当事者が出頭しないとき。</p> <p>四 申請が方式に適合しないとき。</p> |

2・3

(略)

五 道路運送車両法第七条第六項又は同法第十二条第二項（同法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反するとき。

六 申請書に記載した抵当権の表示が登録されている事項と符合しないとき。

七 第十八条第二号に規定する場合を除くほか、申請書に記載した登録義務者又は登録名義人の表示が登録されている事項と符合しないとき。

八 その他申請書に記載した事項のうち国土交通省令で定める事項が登録されている事項と符合しないとき。

九 登録の手数料又は登録免許税を納付しないとき。

2 運輸監理部長又は運輸支局長は、登録の申請を受理する前に、その申請が道路運送車両法第八条（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。）、同法第十三条第二項又は次条第一項の規定により登録すべきものでないと認めるときは、これを受理しないものとする。

3 運輸監理部長又は運輸支局長は、登録の申請を受理しないときは、申請人に対し、その理由を示さなければならない。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（成果の認証）<br/>                     第十六条（略）</p> <p>2 前項の認証請求書には、当該成果の写し二部を添えなければならない。ただし、<u>法第十八条の規定により情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該成果に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送付した場合における当該成果に係る認証請求書については、この限りでない。</p> <p>（削る。）</p> | <p>（成果の認証）<br/>                     第十六条 法第十九条第一項の規定による認証の請求は、次に掲げる事項を記載した認証請求書を提出してしなければならない。</p> <p>一 調査を行った者の名称</p> <p>二 法第十八条の規定により送付した地図及び簿冊（以下「成果」という。）の名称</p> <p>2 前項の認証請求書には、当該成果の写し二部を添えなければならない。ただし、<u>法第十八条の規定により行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>以下「<u>情報通信技術利用法</u>」という。）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該成果に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u>以下<u>同じ。</u>）を送付した場合における当該成果に係る認証請求書については、この限りでない。</p> <p>3  前項本文の規定にかかわらず、<u>第一項の認証請求書の提出に併せて、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該成果に係る電磁的記録を提出した場合には、当</u></p> |

該認証請求書に当該成果の写し二部を添えたものとみなす。

(成果の認証に準ずる指定)

第十九条 (略)

(成果の認証に準ずる指定)

第十九条 法第十九条第五項の規定による認証の申請は、次に掲げる事項を記載した認証申請書を国土交通大臣又は事業所管大臣に提出してしなければならない。

一 測量及び調査を行った者の氏名又は名称

二 作成した地図及び簿冊の名称

三 測量及び調査を行った地域及び期間

四 第二号の地図及び簿冊に存する測量又は調査上の誤差の程度

2 前項の認証申請書には、当該測量及び調査の結果作成された地図及び簿冊の写し二部を添えなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第一項の認証申請書の提出に併せて、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の地図及び簿冊に係る電磁的記録を提出した場合には、当該認証申請書に当該地図及び簿冊の写し二部を添えたものとみなす。

4 第十七条の規定は、法第十九条第六項の規定により事業所管大臣が国土交通大臣の承認を得る場合について準用する。

(削る。)

2 (略)

3 (略)

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（交付の方法）</p> <p>第八条の三 法第十一条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</u></p> <p>（手数料の額等）</p> <p>第八条の四 （略）</p> | <p>（交付の方法）</p> <p>第八条の三 法第十一条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。</p> <p>一 対象文書の写しの交付にあつては、当該対象文書を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付</p> <p>二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付</p> <p>三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>次条第二項第三号において「情報通信技術利用法」という。</u> <u>第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</u></p> <p>（手数料の額等）</p> <p>第八条の四 法第十一条の三第四項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料（以下第八条の六までにおいて「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> |

2 手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求又は再審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合

二 管轄審査官が属する各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）又は審査会の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

（削る。）

一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法 用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によつてするとならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円  
2 手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求又は再審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合を除く。）

二 管轄審査官が属する各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）又は審査会の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

三 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十一条の三第一項の規定による交付を求めるときにおいて、厚生労働省令で定める方法により手数料を納付する場合

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p>（保健師等再教育研修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第一条 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号。以下「法」という。）第十五条の二第六項の政令で定める手数料の額は、三千百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円）とする。</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p>（保健師等再教育研修了の登録等に関する手数料）</p> <p>第一条 保健師助産師看護師法（以下「法」という。）第十五条の二第六項の政令で定める手数料の額は、三千百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二千九百五十円）とする。</p>             |

|            |  |
|------------|--|
| <p>改正後</p> | <p>（損失補償申請書）<br/>                     第五百五十二条（略）<br/>                     （削る。）</p>  |
| <p>改正前</p> | <p>（損失補償申請書）<br/>                     第五百五十二条 法第五十五条第四項の規定により防衛大臣に提出すべき損失補償申請書は、正副各一通とする。</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請がされた場合には、<br/>                     損失補償申請書の正副各一通が提出されたものとみなす。</p> |



| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（審査請求事件の処理）</p> <p>第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（削る。）</p> | <p>（審査請求事件の処理）</p> <p>第三十条 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。</p> <p>2 登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を前条第一項の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。この場合において、当該法務局又は地方法務局長は、当該意見を審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員をいう。第四項において同じ。）に送付するものとする。</p> <p>3 前項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。</p> <p>4 第二項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従つて意見書が提出されたものとみなす。</p> |

5| (略)

(削る。)

6| 前条第一項の審査請求に関する行政不服審査法及び行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)の規定の適用については、同

法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「鈹害賠償登録令(昭和三十年政令第二十七号)第三十条第二項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「鈹害賠償登録令第三十条第二項の意見」と、同令第六条第二項中「法第二十九条第五項」とあるのは「鈹害賠償登録令(昭和三十年政令第二十七号)第三十条第六項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「同令第三十条第二項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「同条第四項に規定する意見書の副本」とする。

6| 第二項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。

7| 第五項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

8| 前条第一項の審査請求に関する行政不服審査法及び行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「鈹害賠償登録令(昭和三十年政令第二十七号)第三十条第二項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「鈹害賠償登録令第三十条第二項の意見」と、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「鈹害賠償登録令(昭和三十年政令第二十七号)第三十条第二項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「同条第四項に規定する意見書の副本(同条第七項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。)」とする。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（交付の方法）</p> <p>第十四条の四 法第十六条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</u></p> <p>（手数料の額等）</p> <p>第十四条の五 （略）</p> | <p>（交付の方法）</p> <p>第十四条の四 法第十六条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。</p> <p>一 対象文書の写しの交付にあつては、当該対象文書を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付</p> <p>二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付</p> <p>三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>次条第二項第三号において「情報通信技術利用法」という。）</u> <u>第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法</u></p> <p>（手数料の額等）</p> <p>第十四条の五 法第十六条の三第四項の規定により納付しなければならない手数料（以下第十四条の七までにおいて「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> |

2 手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合

二 管轄審査官の属する都道府県労働局の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

(削る。)

一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法 用紙一枚につき十円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

2 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によつてするとならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円  
2 手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合(第三号に掲げる場合を除く。)

二 管轄審査官の属する都道府県労働局の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合(次号に掲げる場合を除く。)

三 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十六条の三第一項の規定による交付を求める場合において、厚生労働省令で定める方法により手数料を納付する場合

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">（許可手数料）</p> <p>第四条 法第十条第二号（法第十七条において準用する場合を含む。）の許可手数料は、その金額を五万円とし、許可申請書にこれに相当する額の収入印紙を貼つて納めなければならない。</p>   |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">（許可手数料）</p> <p>第四条 法第十条第二号（法第十七条において準用する場合を含む。）の許可手数料は、その金額を五万円とし、許可申請書にこれに相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して</u>法第三条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請をする場合には、<u>国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ</u>る。</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（電子申請等証明書の交付）<br/>第五十四条（略）</p> <p>2 税務署長等（法第九十七条に規定する税務署長等をいう。第四項において同じ。）は、同条の規定による請求があつた場合には、当該請求に係る電子申請等（<u>国税に関する法律又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた法第九十七条に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。）が行われた旨及び次の各号に掲げる事項（<u>第二号に掲げる事項にあつては、第四項に規定する請求書に同項第三号に掲げる事項の記載がある場合に限る。</u>）を記載した書面（以下この条において「電子申請等証明書」という。）を当該請求をした者に交付しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> | <p>（電子申請等証明書の交付）<br/>第五十四条 法第九十七条に規定する政令で定める者は、徴収職員（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員をいう。）、国税不服審判所長、担当審判官又は国税審議会会長とする。</p> <p>2 税務署長等（法第九十七条に規定する税務署長等をいう。第四項において同じ。）は、同条の規定による請求があつた場合には、当該請求に係る電子申請等（<u>同条に規定する電子情報処理組織を使用して行われた同条に規定する申請等をいう。以下この条において同じ。</u>）が行われた旨及び次の各号に掲げる事項（<u>第二号に掲げる事項にあつては、同項に規定する請求書に同項第三号に掲げる事項の記載がある場合に限る。</u>）を記載した書面（以下この条において「電子申請等証明書」という。）を当該請求をした者に交付しなければならない。</p> <p>一 当該電子申請等について、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた日（次項において「到達日」という。）</p> |

3・4  
(略)

5 電子申請等証明書の交付の請求及びその交付は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとする。この場合において、当該電子情報処理組織を使用して行われた電子申請等証明書の交付の請求及びその交付は、書面により行われたものとみなして、法第九十七条及び前各項の規定を適用する。

6  
(略)

二 当該電子申請等について、当該電子申請等を行う者が入力して送信した事項

3 電子申請等証明書の交付を受けようとする者は、証明を受けようとする電子申請等の到達日が法第九十七条の規定による請求をしようとする日の前日から起算して三年前の日前であるときは、当該請求をすることができない。

4 電子申請等証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を税務署長等に提出しなければならない。

一 証明を受けようとする電子申請等

二 前号の電子申請等を行った日

三 第一号の電子申請等につき、第二項第二号に掲げる事項の証明を受けようとする場合には、その旨

四 その他参考となるべき事項

5 電子申請等証明書の交付の請求及びその交付は、法第九十七条に規定する電子情報処理組織を使用して行うものとする。

6 第四項に規定する請求書及び電子申請等証明書の様式は、財務省令で定める。

|            |  |
|------------|--|
| <p>改正後</p> | <p>（無線局の免許申請手数料）<br/>                 第二条（略）</p> <p>2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）<u>第六条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許の申請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>3（略）</p>   |
| <p>改正前</p> | <p>（無線局の免許申請手数料）<br/>                 第二条 法第六条の規定による免許の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額とする。</p> <p>略</p> <p>2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）<u>第三条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許の申請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>略</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、法第十五条の総務省令で定める簡易な手続に従い、法第二十七条の十四第三項の認定計画に従つて開設する法第二十七条の十二第一項の特定基地局の免許（再免許を除く。次項において同じ。）の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、その基本送信機の規模に従い、電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の免許を申請する場合にあつては次の甲表による額とし、移動受信</p> |



用地上基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第十四号の移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。）をする特定基地局の免許を申請する場合にあっては次の乙表による額とする。

略

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して特定基地局の免許を申請する場合における前項の規定の適用については、同項の甲表中「二、九〇〇」とあるのは「二、〇〇〇」と、「三、五五〇」とあるのは「二、四五〇」と、「五、四〇〇」とあるのは「三、五〇〇」と、「九、八〇〇」とあるのは「七、一〇〇」と、「一六、五〇〇」とあるのは「一一、九〇〇」と、同項の乙表中「七、七〇〇」とあるのは「六、八〇〇」と、「二〇、八〇〇」とあるのは「一六、六〇〇」と、「二七、九〇〇」とあるのは「二一、八〇〇」と、「四八、三〇〇」とあるのは「三七、〇〇〇」と、「六六、七〇〇」とあるのは「五五、二〇〇」と、「八一、二〇〇」とあるのは「六五、五〇〇」とする。

（落成後の検査手数料）

第三条 一台のみの送信機を有する無線局について法第十条の規定による検査（以下「落成後の検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場

4 情報通信技術利用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して特定基地局の免許を申請する場合における前項の規定の適用については、同項の甲表中「二、九〇〇」とあるのは「二、〇〇〇」と、「三、五五〇」とあるのは「二、四五〇」と、「五、四〇〇」とあるのは「三、五〇〇」と、「九、八〇〇」とあるのは「七、一〇〇」と、「一六、五〇〇」とあるのは「一一、九〇〇」と、同項の乙表中「七、七〇〇」とあるのは「六、八〇〇」と、「二〇、八〇〇」とあるのは「一六、六〇〇」と、「二七、九〇〇」とあるのは「二一、八〇〇」と、「四八、三〇〇」とあるのは「三七、〇〇〇」と、「六六、七〇〇」とあるのは「五五、二〇〇」と、「八一、二〇〇」とあるのは「六五、五〇〇」とする。

（落成後の検査手数料）

第三条 一台のみの送信機を有する無線局について法第十条の規定による検査（以下「落成後の検査」という。）を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場

合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該基本送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

略

2 二台以上の送信機を有する無線局について落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種類及びその規模に应ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該送信機については、当該送信機に係るこの項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

略

3・4 (略)

合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該基本送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

略

2 二台以上の送信機を有する無線局について落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種類及びその規模に应ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について落成後の検査が同時に行われるときには、当該送信機については、当該送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

略

3 前二項の規定にかかわらず、多重放送をする無線局について落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。

略

4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする二以上の無線局について又は超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について落成後の検査が行われるときに当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 多重放送をする無線局 前項の規定による額を当該落成後の検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額
- 二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項本文又は第二項本文の規定による額から、当該落成後の検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額（多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする。）を減じた額

5 前各項の規定にかかわらず、落成後の検査が法第十条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、

- 二、五五〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十条第二項の書類に係る電磁的記録を添えて同条第一項の届出をする場合にあつては、二、四五〇円）とする。

（変更検査手数料）

第四条 （略）

4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする二以上の無線局について又は超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について落成後の検査が行われるときに当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 多重放送をする無線局 前項の規定による額を当該落成後の検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額
- 二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項本文又は第二項本文の規定による額から、当該落成後の検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額（多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする。）を減じた額

5 前各項の規定にかかわらず、落成後の検査が法第十条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該落成後の検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、

- 二、五五〇円（情報通信技術活用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十条第二項の書類に係る電磁的記録を添えて同条第一項の届出をする場合にあつては、二、四五〇円）とする。

（変更検査手数料）

第四条 法第十八条の規定による検査（法第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更に係る検査を除くものとし、以

下「変更検査」という。)を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別に従い、次の甲表による額とし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合にあっては、同表による額に、当該変更検査を受ける各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に应ずる次の乙表による額(当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額。以下同じ。)を加算した額とする。ただし、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額(当該無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額。以下この項及び次項において「定期検査手数料相当額」という。)のいずれをも超えないものとする。

一 一台のみの送信機を有するもの 無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の丙表による額(当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額)

二 二台以上の送信機を有するもの 基本送信機に係る前号の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に应ずる次の丁表による額(当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額)を加算した額

略

2

二以上の無線局によつて共用されている装置に係る変更検査が当該装

置を共用する二以上の無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該変更検査に係る同項本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とし、当該変更検査と併せて他の装置に係る変更検査を受ける場合にあつては、その額に、共用されている装置以外の各装置について無線局の種別並びに当該装置の種類及び規模に應ずる同項の乙表による額を加算した額とする。ただし、その除して得た額とその他の装置に係る手数料の額とを合算した額は、二八六、二〇〇円及び当該無線局に係る定期検査手数料相当額のいずれをも超えないものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする無線局及び超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局によつて共用されている装置に係る変更検査がこれらの無線局について同時に行われる場合において、当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 多重放送をする無線局 その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に應ずる次の甲表による額を当該変更検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額。ただし、当該変更検査が無線設備の変更工事の結果について行われる場合には、その額に当該変更検査を受ける各装置について当該装置の種類及び当該装置がその使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局に使用されるとき

4 前三項の規定にかかわらず、変更検査が法第十八条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十八条第二項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、四五〇円）とする。

（検査等事業者の登録更新申請手数料）

第四条の二 法第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請

における当該装置の規模に應ずる次の乙表による額（当該装置の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）を当該装置を共用する無線局の数で除して得た額を加算した額又は当該多重放送をする無線局に係る第二十条の規定による手数料の額に相当する額（当該多重放送をする無線局が法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局である場合には、一六、六〇〇円（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、八、三〇〇円））のいずれか低い額とする。

二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項の規定による額から、当該変更検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額（多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする。）を減じた額

略

4 前三項の規定にかかわらず、変更検査が法第十八条第二項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該変更検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（情報通信技術活用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十八条第二項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、四五〇円）とする。

（検査等事業者の登録更新申請手数料）

第四条の二 法第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請

する者が納めなければならない手数料の額は、一三、四〇〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合にあつては、一三、三〇〇円）とする。

（特定無線局の免許申請手数料）

第六条 法第二十七条の三の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一〇、二〇〇円（再免許を申請する場合にあつては、四、八〇〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許を申請する場合にあつては、七、三〇〇円（再免許を申請する場合にあつては、三、三五〇円）とする。

（開設計画の認定申請手数料）

第七条 （略）

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合における前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。

する者が納めなければならない手数料の額は、一三、四〇〇円（情報通信技術活用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合にあつては、一三、三〇〇円）とする。

（特定無線局の免許申請手数料）

第六条 法第二十七条の三の規定による免許を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一〇、二〇〇円（再免許を申請する場合にあつては、四、八〇〇円）とする。ただし、情報通信技術活用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して免許を申請する場合にあつては、七、三〇〇円（再免許を申請する場合にあつては、三、三五〇円）とする。

（開設計画の認定申請手数料）

第七条 法第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者が納め

なければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円（移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円）とする。

2 情報通信技術活用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合における前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。

(無線局の登録申請手数料)

第八条 法第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、三〇〇円(再登録を申請する場合にあつては、一、四五〇円)とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、一、七〇〇円(再登録を申請する場合にあつては、一、〇五〇円)とする。

第九条 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、九〇〇円(再登録を申請する場合にあつては、一、八五〇円)とする。ただし、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、二、一五〇円(再登録を申請する場合にあつては、一、四〇〇円)とする。

(型式検定手数料)

第十条 (略)

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情

(無線局の登録申請手数料)

第八条 法第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、三〇〇円(再登録を申請する場合にあつては、一、四五〇円)とする。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、一、七〇〇円(再登録を申請する場合にあつては、一、〇五〇円)とする。

第九条 法第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、二、九〇〇円(再登録を申請する場合にあつては、一、八五〇円)とする。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録を申請する場合にあつては、二、一五〇円(再登録を申請する場合にあつては、一、四〇〇円)とする。

(型式検定手数料)

第十条 法第三十七条の規定による検定を受ける者が納めなければならない手数料の額は、当該検定を受ける機器の種類に従い、次の表による額とする。ただし、総務大臣が告示をもつて定めるところにより当該検定に係る検定手続の一部を省略する場合にあつては、当該検定を受ける機器に係る同表による額の二分の一に相当する額とする。

略

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情



報処理組織を使用して検定の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項の表中「七四〇、四〇〇」とあるのは「七四〇、三〇〇」と、「一、六五二、一〇〇〇」とあるのは「一、六五二、〇〇〇」と、「九五四、一〇〇〇」とあるのは「九五四、〇〇〇」と、「一、一三九、三〇〇」とあるのは「一、一三九、二〇〇」と、「七八三、二〇〇」とあるのは「七八三、〇〇〇」と、「七五四、七〇〇」とあるのは「七五四、五〇〇」と、「一、三五三、〇〇〇」とあるのは「一、三五二、八〇〇」と、「一、〇八二、三〇〇」とあるのは「一、〇八二、二〇〇」と、「八四〇、一〇〇〇」とあるのは「八四〇、〇〇〇」と、「七二六、二〇〇」とあるのは「七二六、〇〇〇」と、「七一、九〇〇」とあるのは「七一、八〇〇」と、「八六八、六〇〇」とあるのは「八六八、五〇〇」と、「一、三六七、二〇〇」とあるのは「一、三六七、一〇〇」と、「八二五、九〇〇」とあるのは「八二五、八〇〇」と、「一、二九六、〇〇〇」とあるのは「一、二九五、九〇〇」とする。

(登録証明機関の登録更新申請手数料)

第十一条 法第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一六、九〇〇円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合には、一六、七〇〇円)とする。

(免許状等の再交付申請手数料)

報処理組織を使用して検定の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項の表中「七四〇、四〇〇」とあるのは「七四〇、三〇〇」と、「一、六五二、一〇〇〇」とあるのは「一、六五二、〇〇〇」と、「九五四、一〇〇〇」とあるのは「九五四、〇〇〇」と、「一、一三九、三〇〇」とあるのは「一、一三九、二〇〇」と、「七八三、二〇〇」とあるのは「七八三、〇〇〇」と、「七五四、七〇〇」とあるのは「七五四、五〇〇」と、「一、三五三、〇〇〇」とあるのは「一、三五二、八〇〇」と、「一、〇八二、三〇〇」とあるのは「一、〇八二、二〇〇」と、「八四〇、一〇〇〇」とあるのは「八四〇、〇〇〇」と、「七二六、二〇〇」とあるのは「七二六、〇〇〇」と、「七一、九〇〇」とあるのは「七一、八〇〇」と、「八六八、六〇〇」とあるのは「八六八、五〇〇」と、「一、三六七、二〇〇」とあるのは「一、三六七、一〇〇」と、「八二五、九〇〇」とあるのは「八二五、八〇〇」と、「一、二九六、〇〇〇」とあるのは「一、二九五、九〇〇」とする。

(登録証明機関の登録更新申請手数料)

第十一条 法第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一六、九〇〇円(情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の更新を申請する場合には、一六、七〇〇円)とする。

(免許状等の再交付申請手数料)

第十八条 (略)

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「一、三〇〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第二号中「一、二五〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第三号中「一、四〇〇円」とあるのは「一、二五〇円」とする。

(定期検査手数料)

第二十条 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条第一項本文の規定による検査(以下「定期検査」という。)を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額(当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検査に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額)とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該基本送信機に係るこの項

第十八条 免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者証明書  
の再交付の申請をする者が納めなければならない手数料の額は、次のと  
おりとする。

- 一 免許状の再交付 一、三〇〇円
- 二 登録状の再交付 一、二五〇円
- 三 登録証の再交付 一、四〇〇円
- 四 免許証の再交付 二、二〇〇円
- 五 船舶局無線従事者証明書の再交付 二、八五〇円

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して再交付の申請をする場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「一、三〇〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第二号中「一、二五〇円」とあるのは「一、一五〇円」と、同項第三号中「一、四〇〇円」とあるのは「一、二五〇円」とする。

(定期検査手数料)

第二十条 一台のみの送信機を有する無線局について法第七十三条第一項本文の規定による検査(以下「定期検査」という。)を受ける者が納めなければならない手数料の額は、無線局の種別及びその基本送信機の規模に従い、次の表による額(当該基本送信機の型式が総務大臣の行う検査に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額)とする。ただし、当該基本送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該基本送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該基本送信機に係る本文の

本文の規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

略

2 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に應ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表の額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該送信機については、当該送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

略

3・4 (略)

規定による額を無線局の数で除して得た額とする。

略

2 二台以上の送信機を有する無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、基本送信機に係る前項の規定による額に、基本送信機以外の各送信機について無線局の種別及びその規模に應ずる次の表による額（当該送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表の額に二分の一を乗じて得た額）を加算した額とする。ただし、基本送信機以外の送信機が二以上の無線局によつて共用されている場合において、当該送信機を共用する二以上の無線局について定期検査が同時に行われるときは、当該送信機については、当該送信機に係る本文の規定による額を無線局の数で除して得た額を加算するものとする。

略

3 前二項の規定にかかわらず、多重放送をする無線局について定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、その使用する電波に当該多重放送をする無線局の多重放送を重畳させて超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局の基本送信機の規模に従い、次の表による額（当該多重放送をする無線局の基本送信機の型式が総務大臣の行う検定に合格したものである場合には、同表による額に二分の一を乗じて得た額）とする。

略

4 前三項の規定にかかわらず、同一の超短波放送若しくはテレビジョン放送の電波に重畳して多重放送をする二以上の無線局について又は超短

5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、四五〇円）とする。

6 (略)

7 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、四、七五〇円（当該検査が同条第四項の規

波放送若しくはテレビジョン放送をする無線局及びその放送の電波に重畳して多重放送をする無線局について定期検査が同時に行われるときに当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 多重放送をする無線局 前項の規定による額を当該定期検査が同時に行われる無線局の数で除して得た額

二 超短波放送又はテレビジョン放送をする無線局 第一項本文又は第二項本文の規定による額から、当該定期検査が同時に行われる多重放送をする無線局に係る前号の規定による額（多重放送をする無線局が二以上あるときは、その合計額とする。）を減じた額

5 前各項の規定にかかわらず、定期検査が法第七十三条第四項の規定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合に当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二、五五〇円（情報通信技術活用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合にあつては、二、四五〇円）とする。

6 定期検査が当該無線局に係る変更検査に併せて行われる場合の当該定期検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの各項の規定による手数料の額から当該無線局に係る変更検査を受けるための第四条の規定による手数料の額を控除して得た額とする。

7 法第七十三条第一項ただし書の規定による検査を受ける者が納めなければならない手数料の額は、四、七五〇円（当該検査が同条第四項の規

定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあつては、二、三〇〇円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合には、二、一五〇円）とする。

（手数料の納付方法等）

第二十二條 第二条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までに規定する手数料（国に納付するものに限る。）は、その申請（第三条の手数料にあつては、落成の届出）に際し、当該申請（第三条の手数料にあつては、当該届出）に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めなければならない。

2 第十六条及び第二十条に規定する手数料は、総務大臣が指定する期日までに、総務大臣が交付する納付書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めなければならない。

3・4 （略）

定によりその一部が省略されて書類の審査の方法のみによつて行われる場合にあつては、二、三〇〇円（情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合には、二、一五〇円）とする。

（手数料の納付方法等）

第二十二條 第二条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までに規定する手数料（国に納付するものに限る。）は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第二条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までの申請（第三条の手数料にあつては、落成の届出）をする場合その他の総務省令で定める場合を除き、その申請（第三条の手数料にあつては、当該届出）に際し、当該申請（第三条の手数料にあつては、当該届出）に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めなければならない。

2 第十六条及び第二十条に規定する手数料は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七十三条第四項の書類に係る電磁的記録を提出する場合その他の総務省令で定める場合を除き、総務大臣が指定する期日までに、総務大臣が交付する納付書に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて納めなければならない。

3 第十二条又は第十三条に規定する手数料であつて指定講習機関又は指定試験機関に納付するものの納付方法については、法第三十九条の五第

一項（法第四十七条の五において準用する場合を含む。）の業務規程の定めるところによる。

4 前条に規定する手数料の納付方法は、国立研究開発法人情報通信研究機構の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の業務方法書で定めるところによる。

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p>（登録検定機関の登録の更新の手数料）</p> <p>第四十一条の二 法第二十一条の四十七第二項の規定により納付すべき手数料の額は、六万四千七百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十一条の四十七第二項の登録の更新を申請する場合にあつては、六万四千六百円）とする。</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p>（登録検定機関の登録の更新の手数料）</p> <p>第四十一条の二 法第二十一条の四十七第二項の規定により納付すべき手数料の額は、六万四千七百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十一条の四十七第二項の登録の更新を申請する場合にあつては、六万四千六百円）</u>とする。</p>              |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、法第十一条に規定する期限までに同条に規定する行為をすべき者（前項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち特定の税目に係る国税に関する法律又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）</u>が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>3・4（略）</p> | <p>（災害等による期限の延長）</p> <p>第三条 国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2 国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、法第十一条に規定する期限までに同条に規定する行為をすべき者（前項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち特定の税目に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>以下「情報通信技術利用法」という。</u>第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>3 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、法第十一条に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、前二項の</p> |



(審査請求書の添付書類等)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

(削る。)

(審査請求書の送付)

第三十二条の二 法第九十三条第一項後段(答弁書の提出等)の規定によ

規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

4 前項の申請は、法第十一条に規定する理由がやんだ後相当の期間内に、その理由を記載した書面で行わなければならない。

(審査請求書の添付書類等)

第三十二条 国税に関する法律に基づく処分について審査請求をしようとする者は、法第八十七条第二項(審査請求書の記載事項等)に規定する審査請求書(以下この条及び次条において「審査請求書」という。)に、法第八十七条第一項第三号の趣旨及び理由を計数的に説明する資料を添付するように努めなければならない。

2 審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。

3 審査請求書の正本には、審査請求人が代理人によつて審査請求をする場合にあつては代理人の権限を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代の権限を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 第二項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、第二項の規定に従つて審査請求書が提出されたものとみなす。

(審査請求書の送付)

第三十二条の二 法第九十三条第一項後段(答弁書の提出等)の規定によ

る審査請求書の送付は、審査請求書の副本（法第百十二条第三項（誤つた教示をした場合の救済）の規定の適用がある場合にあつては、審査請求書の写し）によつてする。

（削る。）

（答弁書の提出）

第三十二条の三 （略）

（削る。）

2| （略）

（削る。）

（反論書等の提出）

第三十三条の二 （略）

る審査請求書の送付は、審査請求書の副本（法第百十二条第三項（誤つた教示をした場合の救済）の規定の適用がある場合にあつては、審査請求書の写し。次項において同じ。）によつてする。

2| 前条第四項に規定する場合において、当該審査請求に係る電磁的記録については、審査請求書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

（答弁書の提出）

第三十二条の三 答弁書は、正本並びに当該答弁書を送付すべき審査請求人及び参加人（法第百九条第三項（参加人）に規定する参加人という。以下同じ。）の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して答弁がされた場合には、前項の規定に従つて答弁書が提出されたものとみなす。

3| 法第九十三条第三項（答弁書の提出等）の規定による答弁書の送付は、答弁書の副本によつてする。

4| 第二項に規定する場合において、当該答弁に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

（反論書等の提出）

第三十三条の二 法第九十五条第一項（反論書等の提出）に規定する反論書（以下この条において「反論書」という。）は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び原処分庁（法第九十三条第一項（答弁書の提

(削る。)

2| (略)

(削る。)

(納税証明書の交付手数料)

第四十二条 法第二百二十三条第二項(納税証明書の交付等)の規定により納付すべき手数料の額は、同条第一項の証明書一枚ごとに四百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二百二十三条第一項の請求をする場合にあつては、三百七十円)とする。この場合において、前条第一項第一号及び第二号に掲げ

出等)に規定する原処分庁をいう。以下この項及び第三十八条第二項(権限の委任等)において同じ。)の数に相当する通数の副本を、法第九十五条第二項に規定する参加人意見書(以下この条において「参加人意見書」という。)は、正本並びに当該参加人意見書を送付すべき審査請求人及び原処分庁の数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して反論がされ、又は意見が述べられた場合には、前項の規定に従つて反論書又は参加人意見書が提出されたものとみなす。

3| 法第九十五条第三項の規定による反論書又は参加人意見書の送付は、反論書又は参加人意見書の副本によつてする。

4| 第二項に規定する場合において、当該反論又は当該意見に係る電磁的記録については、反論書又は参加人意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

(納税証明書の交付手数料)

第四十二条 法第二百二十三条第二項(納税証明書の交付等)の規定により納付すべき手数料の額は、同条第一項の証明書一枚ごとに四百円(情報通信技術利用法第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二百二十三条第一項の請求をする場合にあつては、三百七十円)とする。この場合において、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに同項第三号から第

る事項並びに同項第三号から第六号までの各号に掲げる事項ごとに一枚の証明書であるものとし、なお、その証明書が二以上の年度に係る国税に関するものであるときは、証明を受けようとする事項が未納の、税額のみに係る場合を除き、その年度の数に相当する枚数の証明書であるものとして計算するものとする。

2 (略)

(削る。)

3| (略)

六号までの各号に掲げる事項ごとに一枚の証明書であるものとし、なお、その証明書が二以上の年度に係る国税に関するものであるときは、証明を受けようとする事項が未納の税額のみに係る場合を除き、その年度の数に相当する枚数の証明書であるものとして計算するものとする。

2 前項の手数料は、収入印紙を前条第四項の請求書に貼つて、納めなければならぬ。ただし、国税局又は税務署の事務所において前項の手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を国税庁長官が官報で公示した場合には、当該事務所において現金をもつて納めることができる。

3| 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二百二十三条第一項の請求をするときは、第一項の手数料は、前項の規定にかかわらず、財務省令で定める方法により、現金をもつて納めることができる。

4| 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により財産につき相当な損失を受けた者がその復旧に必要な資金の借入れのために使用する法第二百二十三条第一項の証明書については、第一項の手数料の納付を要しないでその交付を請求することができる。生計の維持について困難な状況にある者が法律に定める扶助その他これに類する措置を受けるために使用する当該証明書についても、また同様とする。

○不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）（抄）（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（受験手数料）</p> <p>第一条 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）<u>第十一条</u> 第一項に規定する政令で定める受験手数料の額は、一万三千元（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第四条各号において「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）<u>第六条</u>第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験の申込みを行う場合にあつては、一万二千八百円とする。</p> <p>（登録申請手数料）</p> <p>第四条 法第三十二条第二項に規定する政令で定める登録申請手数料の額は、次の各号に掲げる登録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第二十二條第一項又は第二十六條第一項の登録 六万二千八百円</p> <p>（<u>情報通信技術活用法</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合にあつては、六万二千百円）</p> <p>二 法第二十二條第三項の登録 三万四千四百円（<u>情報通信技術活用法</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して</p> | <p>（受験手数料）</p> <p>第一条 不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）<u>第十一条</u> 第一項に規定する政令で定める受験手数料の額は、一万三千元（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）</u>第三条第一項に規定する電子情報処理組織（以下単に「<u>電子情報処理組織</u>」という。）を使用して受験の申込みを行う場合にあつては、一万二千八百円とする。</p> <p>（登録申請手数料）</p> <p>第四条 法第三十二条第二項に規定する政令で定める登録申請手数料の額は、次の各号に掲げる登録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第二十二條第一項又は第二十六條第一項の登録 六万二千八百円</p> <p>（<u>電子情報処理組織</u>を使用して登録の申請を行う場合にあつては、六万二千百円）</p> <p>二 法第二十二條第三項の登録 三万四千四百円（<u>電子情報処理組織</u>を使用して登録の申請を行う場合にあつては、三万九百円）</p> |

登録の申請を行う場合にあつては、三万九百円)

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">（免許手数料）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の免許手数料は、国土交通省令で定めるところにより、収入印紙をもつて納付しなければならない。</p>   |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">（免許手数料）</p> <p>第二条 法第三条第六項に規定する免許手数料の額は、三万三千円とする。</p> <p>2 前項の免許手数料は、国土交通省令で定めるところにより、収入印紙をもつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三条第三項の免許の更新の申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</u></p> |

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">改 正 前</p>  |
| <p>（損失の補償に関する河川管理者の裁定）<br/>第二十二條（略）</p>  | <p>（損失の補償に関する河川管理者の裁定）<br/>第二十二條 法第四十二條第二項の規定により、河川管理者の裁定を求めようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した裁定申請書の正本一部及び相手方の数に二を加えた部数の副本を河川管理者に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 裁定申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）</li> <li>二 相手方の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）</li> <li>三 損失の事実</li> <li>四 損失の補償の見積り及びその内容</li> <li>五 協議の経過</li> <li>六 裁定申請の年月日</li> <li>七 その他参考となるべき事項</li> </ol> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して裁定が求められた場合には、裁定申請書の正本一部及び相手方の数に二を加えた部数の副本が提</u></p> |

（削る。）



(削る。)

2| (略)

3| 裁定は、書面で行い、かつ、理由を付し、河川管理者がこれに記名押印をしなければならぬ。

4| 河川管理者は、裁定を行つたときは、遅滞なく、裁定申請者及び相手方に裁定書の謄本を送付しなければならない。ただし、送付すべき者の所在が知れないとき、その他裁定書の謄本を送付することができないときは、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報にその内容を掲載することによつて送付に代えることができる。

(この政令の規定の指定都市の長が一級河川の管理を行う場合への準用)

第五十七条の二 第十条の四第一項、第二十二條第四項、第三十七條第一項、第三十八條第三項（法第六十三條第三項に係る部分に限る。）、第三十八條の八、第三十九條の三第一項、第四十條第一項及び第二項、第四十二條第四項並びに第四十三條第三項の規定は、法第九條第五項の規

出されたものとみなす。

3| 前項の裁定の求めに係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）は、次項の規定の適用については、裁定申請書の副本とみなす。

4| 河川管理者は、前項の規定による裁定申請書を受理したときは、裁定申請書の副本を相手方に送付し、相当の期間を定めて、意見書を提出する機会を与えなければならない。

5| 裁定は、書面で行ない、かつ、理由を附し、河川管理者がこれに記名押印をしなければならぬ。

6| 河川管理者は、裁定を行なつたときは、遅滞なく、裁定申請者及び相手方に裁定書の謄本を送付しなければならない。ただし、送付すべき者の所在が知れないとき、その他裁定書の謄本を送付することができないときは、国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報にその内容を掲載することによつて送付に代えることができる。

(この政令の規定の指定都市の長が一級河川の管理を行う場合への準用)

第五十七条の二 第十条の四第一項、第二十二條第六項、第三十七條第一項、第三十八條第三項（法第六十三條第三項に係る部分に限る。）、第三十八條の八、第三十九條の三第一項、第四十條第一項及び第二項、第四十二條第四項並びに第四十三條第三項の規定は、法第九條第五項の規

定により指定都市の長が一級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|          |     |     |
|----------|-----|-----|
| (略)      | (略) | (略) |
| 第二十二條第四項 | (略) | (略) |
| (略)      | (略) | (略) |

(この政令の規定の指定都市の長が二級河川の管理を行う場合への準用)

第五十七條の三 第三條、第七條、第十條の四第一項、第二十二條第四項、第三十八條第三項（法第六十三條第三項に係る部分に限る。）、第三十八條の八、第三十九條の三第一項、第四十一條第二項、第四十三條第三項及び第五十二條の規定は、法第十條第二項の規定により指定都市の長が二級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|          |     |     |
|----------|-----|-----|
| (略)      | (略) | (略) |
| 第二十二條第四項 | (略) | (略) |
| (略)      | (略) | (略) |

(この政令の規定の準用河川への準用)

定により指定都市の長が一級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|          |        |        |
|----------|--------|--------|
| (略)      | (略)    | (略)    |
| 第二十二條第六項 | 都道府県知事 | 指定都市の長 |
| (略)      | 都道府県の  | 指定都市の  |
| (略)      | (略)    | (略)    |

(この政令の規定の指定都市の長が二級河川の管理を行う場合への準用)

第五十七條の三 第三條、第七條、第十條の四第一項、第二十二條第六項、第三十八條第三項（法第六十三條第三項に係る部分に限る。）、第三十八條の八、第三十九條の三第一項、第四十一條第二項、第四十三條第三項及び第五十二條の規定は、法第十條第二項の規定により指定都市の長が二級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|          |        |        |
|----------|--------|--------|
| (略)      | (略)    | (略)    |
| 第二十二條第六項 | 都道府県知事 | 指定都市の長 |
| (略)      | 都道府県の  | 指定都市の  |
| (略)      | (略)    | (略)    |

(この政令の規定の準用河川への準用)

第五十七条の四 第一章（第一条第二項、第二条から第二条の三まで、第五条第一項第四号、第九条の二、第十条から第十条の八まで、第十六条の二、第十六条の三、第十六条の十三及び第十九条から第二十条の三までを除く。）  
 第三十八条第三項（法第六十三条第三項に係る部分に限る。）  
 第三十九条、第二章の二、第四十八条から第五十二条まで、第五十八条、第五十九条第二号及び第三号、第六十条第二号並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|          |     |     |
|----------|-----|-----|
| (略)      | (略) | (略) |
| 第二十二條第四項 | (略) | (略) |
| (略)      | (略) | (略) |

(事務の区分)

第五十七条の五 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

第五十七条の四 第一章（第一条第二項、第二条から第二条の三まで、第五条第一項第四号、第九条の二、第十条から第十条の八まで、第十六条の二、第十六条の三、第十六条の十三及び第十九条から第二十条の三までを除く。）  
 第三十八条第三項（法第六十三条第三項に係る部分に限る。）  
 第三十九条、第二章の二、第四十八条から第五十二条まで、第五十八条、第五十九条第二号及び第三号、第六十条第二号並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|          |   |              |
|----------|---|--------------|
| (略)      | (略)                                     | (略)          |
| 第二十二條第六項 | 国土交通大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつてはその統轄する都道府県の公報 | その統轄する市町村の公報 |
| (略)      | (略)                                     | (略)          |

(事務の区分)

第五十七条の五 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第二条第一項又は第二項の規定により、指定区間内の一級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項  
（第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、  
第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第二項に  
おいて準用する場合を含む。）、第十五条の四第一項、第十六条の四  
第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六条の  
八第一項、第十六条の九第三項、第十六条の十第二項、第十六条の十  
一第一項、第十六条の十二、第十六条の十三、第二十二條第二項及び  
第四項、第三十四条第一項、第三十五条の二第一項、第三十八条の三  
第二項、第三十八条の八、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、  
第三十九条の六、第三十九条の七並びに第四十三条第三項の規定によ  
り、二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされて  
いる事務

二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項  
（第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、  
第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第二項に  
おいて準用する場合を含む。）、第十五条の四第一項、第十六条の四  
第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六条の  
八第一項、第十六条の九第三項、第十六条の十第二項、第十六条の十  
一第一項、第十六条の十二、第十六条の十三、第二十二條第四項及び  
第六項、第三十四条第一項、第三十五条の二第一項、第三十八条の三  
第二項、第三十八条の八、第三十九条の三第二項、第三十九条の四、  
第三十九条の六、第三十九条の七並びに第四十三条第三項の規定によ  
り、二級河川に関して都道府県又は指定都市が処理することとされて  
いる事務

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（登録手数料）<br/>                     第十七条の十五（略）</p> <p>2 前項の手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、手数料の金額に相当する額の収入印紙を貼つて納めなければならない。</p> <p>（開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任）<br/>                     第四十一条の二（略）</p> | <p>（登録手数料）<br/>                     第十七条の十五 法第六十四条の八第一項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による登録手数料は、外務員（法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。）一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。</p> <p>2 前項の手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六十四条第一項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p> <p>（開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任）<br/>                     第四十一条の二 長官権限のうち、第三十九条第一項第一号に規定する書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第一項及び第二項の規定による承認の権限、法第二十七条の三十の五の規定による承認の権限</p> |

、第十四条の十第二項の規定による届出の受理の権限並びに第十四条の十一第一項の規定による書面の受理の権限をいう。以下この条において同じ。）は、内国会社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

2 長官権限のうち、第三十九条第二項第一号に規定する書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。）は、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

3 長官権限のうち、第三十九条第三項に規定する書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。）は、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4 長官権限のうち、第三十九条第四項に規定する財務局長又は福岡財務支局長に提出された書類の訂正に係る書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。）は、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5 長官権限のうち、第三十九条第五項第一号に規定する通知書及び第四十条第一項第一号に規定する書類に係る承認等の権限は、関東財務局長に委任する。

6 長官権限のうち、前条第一項第一号に規定する書類及び届出に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第一項及び第二十七条の三十の五の規定による承認の権限を除く。）は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

7 長官権限のうち、前条第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長に提出された書類の訂正に係る書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第一項及び第二十七条の三十の五の規定による承認の権限を除く。）は、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

8 長官権限のうち、法第二十七条の三十の七第四項及び第五項の規定による公衆への縦覧及び通知の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

8 長官権限のうち、法第二十七条の三十の七第五項及び第六項の規定による公衆への縦覧及び通知の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

| 改正後  |  |   | 改正前   |            |            |
|--|--|---|---|------------|------------|
| <p>第三十一条（略）</p> <p>（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）</p> | <p>（指定都市の区及び総合区に対する法の適用）</p> <p>第三十一条 法第三十八条第一項に規定する政令で定める法の規定は、法第六条第一項、第七条第八号、第九条第一項、第十条、第十条の二、第十一条第三項、第十一条の二第三項、第四項及び第八項から第十二項まで、第十二条第三項から第六項まで、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第五項から第八項まで、第十五条第二項及び第三項、第十五条の二第一項、第十五条の三、第十五条の四第二項から第四項まで、第十六条第一項、第十七条の二第二項、第十九条第一項から第三項まで、第十九条の二、第二十一条第一項、第二十一条の三第二項から第四項まで、第二十二條から第二十四條まで、第二十五条、第二十七条第二項及び第三項、第三十条の三第一項及び第三項、第三十条の四第三項及び第四項、第三十条の四十五から第三十条の四十八まで並びに第三十四条並びに附則第四条第一項とする。</p> | <p>2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> | <p>2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |



|     |         |
|-----|---------|
| (略) | 第三十二条   |
| (略) | (略)     |
| (略) | (略)     |
| (略) | 第三十一条の二 |
| (略) | 市町村長    |
| (略) | 市長又は区長  |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>（受験手数料）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の受験手数料は、国に納めるものにあつては受験の申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、全国社会保険労務士会連合会に納めるものにあつては法第二十五条の四十三第一項（法第二十五条の四十五の二において準用する場合を含む。）に規定する試験事務規程で定めるところにより納めなければならない。</p> | <p>（受験手数料）</p> <p>第一条 社会保険労務士法（以下「法」という。）第十二条第一項の受験手数料の額は、九千円とする。</p> <p>2 法第十三条の五において準用する法第十二条第一項の受験手数料の額は、一万五千円とする。</p> <p>3 前二項の受験手数料は、国に納めるものにあつては受験の申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、全国社会保険労務士会連合会に納めるものにあつては法第二十五条の四十三第一項（法第二十五条の四十五の二において準用する場合を含む。）に規定する試験事務規程で定めるところにより納めなければならない。ただし、<u>国に納めるものうち、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合に係るものは、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。</u></p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（免許等の手数料）</p> <p>第一条 次の各号に掲げる者が労働安全衛生法（以下「法」という。）第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 法第百十二条第一項第一号、第五号、第九号又は第十号に掲げる者</p> <p>これらの規定の免許、検査証若しくは免許証の再交付若しくは書替え又は免許の有効期間の更新の申請一件につき千五百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（以下「電子情報処理組織を使用する場合」という。）にあつては、千四百五十円）</p> <p>一の二（五）（略）</p> | <p>（免許等の手数料）</p> <p>第一条 次の各号に掲げる者が労働安全衛生法（以下「法」という。）第百十二条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 法第百十二条第一項第一号、第五号、第九号又は第十号に掲げる者</p> <p>これらの規定の免許、検査証若しくは免許証の再交付若しくは書替え又は免許の有効期間の更新の申請一件につき千五百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合（以下「電子情報処理組織を使用する場合」という。）にあつては、千四百五十円）</p> <p>一の二 法第百十二条第一項第一号の二に掲げる者 同号の登録の更新の申請一件につき一万六千七百円</p> <p>二 法第百十二条第一項第三号に掲げる者 同号の許可の申請一件につき八万二千五百円</p> <p>三 法第百十二条第一項第四号の二に掲げる者 同号の登録又はその更新の申請一件につき三万六千三百円に事務所数を乗じて得た金額に九千七百円を加算した金額（その金額が三十万百円を超えるときは、三</p> |

十(万)百(円)

四 法第十二条第一項第八号に掲げる者 同号の許可の申請一件につき十九万七千六百円(電子情報処理組織を使用する場合にあつては、十九万七千百円)

五 法第十二条第一項第十三号に掲げる者 同号の登録の申請一件につき二万円

(手数料の納付)

第七条 法第十二条第一項の規定による手数料は、国に納付するものにあつては申請書又は申込書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納付するものにあつてはそれぞれ法第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程、法第八十三条の三において準用する法第七十五条の六第一項に規定するコンサルタント試験事務の実施に関する規程又は法第八十五条の三において準用する法第七十五条の六第一項に規定する登録事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。

2 (略)

第七条 法第十二条第一項の規定による手数料は、国に納付するものにあつては申請書又は申込書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関に納付するものにあつてはそれぞれ法第七十五条の六第一項に規定する試験事務規程、法第八十三条の三において準用する法第七十五条の六第一項に規定するコンサルタント試験事務の実施に関する規程又は法第八十五条の三において準用する法第七十五条の六第一項に規定する登録事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。ただし、国に納付するものうち、電子情報処理組織を使用する場合に係るものは、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

2 前項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（手数料）</p> <p>第三条 法第四十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～四 （略）</p> | <p>（手数料）</p> <p>第三条 法第四十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第四十九条第一項第一号に掲げる者 イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p> <p>イ 第一種作業環境測定士試験を受けようとする者 一万三千九百円（厚生労働省令で定める試験の科目（以下この号において「特定科目」という。）の全部が免除されるときは、一万六百元）。ただし、特定科目以外の試験の科目の数が一を超えるときは、その超える一科目ごとに三千三百円を加算した額</p> <p>ロ 第二種作業環境測定士試験を受けようとする者 一万千八百円</p> <p>二 法第四十九条第一項第二号に掲げる者 同号の登録の更新の申請一件につき二万九百円</p> <p>三 法第四十九条第一項第三号に掲げる者 別に政令で定める額</p> <p>四 法第四十九条第一項第四号に掲げる者 同号の登録の申請一件につき二万円</p> <p>五 法第四十九条第一項第五号に掲げる者 イ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額</p> |

イ (略)

ロ 作業環境測定機関登録証の再交付又は書換えを受けようとする者  
作業環境測定機関登録証の再交付又は書換えの申請一件につき二  
千三百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平  
成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定  
する電子情報処理組織を使用する場合(以下「電子情報処理組織を  
使用する場合」という。))にあつては、二千二百五十円)

六 (略)

第四条 法第四十九条第一項の規定による手数料は、国に納付するものに  
あつては申請書又は申込書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を  
貼ることにより、指定試験機関又は指定登録機関に納付するものにあつ  
てはそれぞれ法第二十五条第一項に規定する試験事務規程又は法第三十  
二条の二第四項において準用する法第二十五条第一項に規定する登録事  
務規程で定めるところにより納付しなければならない。

イ 作業環境測定士登録証の再交付又は書換えを受けようとする者

作業環境測定士登録証の再交付又は書換えの申請一件につき三千四  
百五十円

ロ 作業環境測定機関登録証の再交付又は書換えを受けようとする者  
作業環境測定機関登録証の再交付又は書換えの申請一件につき二  
千三百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律  
(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に  
規定する電子情報処理組織を使用する場合(以下「電子情報処理組  
織を使用する場合」という。))にあつては、二千二百五十円)

六 法第四十九条第一項第六号に掲げる者 イ又はロに掲げる者の区分  
に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 合格証の再交付を受けようとする者 合格証の再交付の申請一件  
につき千六百円

ロ 都道府県労働局長が行う講習修了証の再交付を受けようとする者  
別に政令で定める額

第四条 法第四十九条第一項の規定による手数料は、国に納付するものに  
あつては申請書又は申込書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を  
貼ることにより、指定試験機関又は指定登録機関に納付するものにあつ  
てはそれぞれ法第二十五条第一項に規定する試験事務規程又は法第三十  
二条の二第四項において準用する法第二十五条第一項に規定する登録事  
務規程で定めるところにより納付しなければならない。ただし、国に納  
付するものうち、電子情報処理組織を使用する場合に係るものは、厚

2

(略)

2

生労働省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。  
前項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

|   |   |
|---|---|
| 改正後   | 改正前   |
| <p>（処分通知等の指定）</p> <p>第二条 法第三条第二項（情報通信技術活用法の適用）に規定する政令で定める処分通知等は、前条第一項第二号ハに掲げる通知とする。</p> | <p>（処分通知等の指定）</p> <p>第二条 法第三条第二項（情報通信技術利用法の適用）に規定する政令で定める処分通知等は、前条第一項第二号ハに掲げる通知とする。</p> |



| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(手数料)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の手数料は、法第四条第一項に規定する登録申請書に手数料の金額に相当する額の収入印紙を貼つて納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(資格試験の受験手数料)</p> <p>第三条の十三 (略)</p> <p>2 前項の受験手数料は、国に納める場合にあつては、受験申込書に受験手数料の金額に相当する収入印紙を貼つて納めなければならない。</p> | <p>(手数料)</p> <p>第二条 法第三条第三項の手数料の金額は、十五万円とする。</p> <p>2 前項の手数料は、法第四条第一項に規定する登録申請書に手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三条第一項の内閣総理大臣の登録に係る同条第二項の登録の更新の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p> <p>3 第一項の手数料は、これを納付した後においては、返還しない。</p> <p>(資格試験の受験手数料)</p> <p>第三条の十三 法第二十四条の二十二第一項に規定する政令で定める受験手数料の額は、八千五百円とする。</p> <p>2 前項の受験手数料は、国に納める場合にあつては、受験申込書に受験手数料の金額に相当する収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験申込書</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(貸金業務取扱主任者の登録手数料)</p> <p>第三条の十四 (略)</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の登録手数料の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「受験申込書」とあるのは、「登録申請書」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> | <p>の提出をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p> <p>(貸金業務取扱主任者の登録手数料)</p> <p>第三条の十四 法第二十四条の三十四第一項に規定する登録手数料の額は、三千百五十円とする。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の登録手数料の納付について準用する。この場合において、同条第二項中「受験申込書に」とあるのは「登録申請書に」と、「受験申込書の提出」とあるのは「法第二十四条の二十五第一項の主任者登録又は法第二十四条の三十二第一項の主任者登録の更新の申請」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項の登録手数料は、これを納付した後においては、返還しない。</p> |
|--|--|

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（外国製造者に係る手数料の額）</p> <p>第七条 法第十七条第一項の指定を受けようとする法第五十八条の外国製造者（次項において単に「外国製造者」という。）が納付しなければならない手数料の額は、三十万五千二百円（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、三十万五百円）に、その申請に係る特殊容器（法第十七条第一項の特殊容器をいう。以下同じ。）の製造及び検査の方法が法第六十九条第一項において準用する法第六十条第二項各号に適合するかどうかを審査するため、職員二人がその申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。</p> <p>2 （略）</p> | <p>（外国製造者に係る手数料の額）</p> <p>第七条 法第十七条第一項の指定を受けようとする法第五十八条の外国製造者（次項において単に「外国製造者」という。）が納付しなければならない手数料の額は、三十万五千二百円（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、三十万五百円）に、その申請に係る特殊容器（同項の特殊容器をいう。以下同じ。）の製造及び検査の方法が法第六十九条第一項において準用する法第六十条第二項各号に適合するかどうかを審査するため、職員二人がその申請に係る工場又は事業場の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する額を加算した額とする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する外国製造者の指定の申請書に、その申請に係る特殊容器の製造及び検査の方法が法第六十九条第一項において準用する法第六十条第二項各号に適合していることを経済産業大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにす</p> |

る書面で経済産業大臣が適当と認めるものが添付されている場合には、その外国製造者が納付しなければならない手数料の額は、五万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、四万七千四百円）とする。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（登録手数料）</p> <p>第三十九条の三（略）</p> <p>2 前項の登録手数料は、登録申請書に登録料の金額に相当する額の収入印紙を貼って納めなければならない。</p> <p>附則</p> <p>（政府の補助に係る特例会員）</p> <p>第八条の五 法附則第一条の二の十四第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 平成十八年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に法第二百四十一条第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は合併等の協議その他必要な措置を命じられたもの</p> | <p>（登録手数料）</p> <p>第三十九条の三 法第二百八十一条に規定する政令で定める額は、生命保険募集人にあつては千百五十円、損害保険代理店にあつては千七百円、少額短期保険募集人にあつては千百五十円とする。</p> <p>2 前項の登録手数料は、登録申請書に登録料の金額に相当する額の収入印紙を貼って納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二百七十六条の登録の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもってすることができる。</p> <p>附則</p> <p>（政府の補助に係る特例会員）</p> <p>第八条の五 法附則第一条の二の十四第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 平成十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に法第二百四十一条第一項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は合併等の協議その他必要な措置を命じられたもの</p> |

二 平成十八年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十七条第一項（更生手続開始の申立て）の規定による監督庁による更生手続開始の申立てが行われたもの

三 平成十八年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百八十条（更生手続開始の申立て）又は会社更生法第十七条（更生手続開始の申立て）の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの

二 平成十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十七条第一項（更生手続開始の申立て）の規定による監督庁による更生手続開始の申立てが行われたもの

三 平成十八年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第百八十条（更生手続開始の申立て）又は会社更生法第十七条（更生手続開始の申立て）の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの

|                   | 改正後  | 改正前   |
|-------------------|--|---|
| <p>2 <br/>（略）</p> | <p>（登記事項概要証明書等の送付請求）<br/>                 第十七条 登記事項概要証明書等の交付を請求する場合において、その送付を求めるときは、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して請求する場合を除き、法務省令で定めるところにより、送付に要する費用を納付しなければならない。</u><br/>                 （意見書の提出等）<br/>                 第二十二条 法第十九条第四項の意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。<br/>                 （削る。）</p> | <p>（登記事項概要証明書等の送付請求）<br/>                 第十七条 登記事項概要証明書等の交付を請求する場合において、その送付を求めるときは、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して請求する場合を除き、法務省令で定めるところにより、送付に要する費用を納付しなければならない。</u><br/>                 （意見書の提出等）<br/>                 第二十二条 法第十九条第四項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。<br/>                 2  前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従って意見書が提出されたものとみなす。<br/>                 3  法第十九条第四項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によ</p> |

(削る。)

(行政不服審査法施行令の規定の読替え)

第二十三条 法第十九条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)の規定の適用については、同令第六条第二項中「法第二十九条第五項」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百四号)第十九条第七項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十九条第四項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「動産・債権譲渡登記令(平成十年政令第二百九十六号)第二十二条第一項に規定する意見書の副本」とする。

つてする。

4 第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

(行政不服審査法施行令の規定の読替え)

第二十三条 法第十九条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)の規定の適用については、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百四号)第十九条第四項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「動産・債権譲渡登記令(平成十年政令第二百九十六号)第二十二条第一項に規定する意見書の副本(同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。)」とする。



| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（手数料の額等）</p> <p>第二十条 法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者 イからニまでに掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イハ （略）</p> | <p>（手数料の額等）</p> <p>第二十条 法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならぬ手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者 イからニまでに掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれイからニまでに定める額</p> <p>イ 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき三十円</p> <p>ロ フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき五十円に○・二メガバイトまでごとに三百七十円を加えた額</p> <p>ハ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき七十円に○・二メガバイトまでごとに三百七十円（法第三十条第二項の開示請求（以下「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあつては、三百メガバイ</p> |

二 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下二において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。） 一件につき百円に〇・二メガバイトまでごとに三百五十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、三百メガバイトまでごとに千三百六十円）を加えた額

二〇四 （略）

2 前項各号で定める手数料は、申請書（同項第一号に掲げる者にあつては、法第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面）に収入印紙を貼って納付しなければならない。

3・4 （略）

トまでごとに千三百六十円）を加えた額

二 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下二において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。） 一件につき百円に〇・二メガバイトまでごとに三百五十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、三百メガバイトまでごとに千三百六十円）を加えた額

二 法第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者 二万九百円  
三 法第四十八条第二項の振替の申請をする者 六千二百円  
四 法第五十五条の書面の交付を請求する者 五百三十円

2 前項各号で定める手数料は、申請書（同項第一号に掲げる者にあつては、法第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面）に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、環境省令・経済産業省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。

3 第一項第一号に掲げる者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は環境大臣及び経済産業大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第三号に掲げる者が国の管理口座に無償で算定割当量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該振替の申請に係る法第六十二条の手数料を免除することができる。

|                   | 改正後  | 改正前   |
|-------------------|--|---|
| <p>2 <br/>(略)</p> | <p>第十一条 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する場合において、その送付を求めるときは、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して請求する場合を除き</u>、法務省令で定めるところにより、送付に要する費用を納付しなければならない。</p> <p>（意見書の提出等）</p> <p>第十六条 法第十五条第四項の意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）<u>第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。</u></p> <p>い。</p> <p>（削る。）</p> | <p>第十一条 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する場合において、その送付を求めるときは、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して請求する場合を除き</u>、法務省令で定めるところにより、送付に要する費用を納付しなければならない。</p> <p>（意見書の提出等）</p> <p>第十六条 法第十五条第四項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）<u>第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。</u></p> <p>2  前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、<u>前項の規定に従って意見書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3  法第十五条第四項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によ</p> |

(削る。)

(行政不服審査法施行令の規定の読替え)

第十七条 法第十五条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六条第二項中「法第二十九条第五項」とあるのは「後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百五十二号）第十五条第七項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「後見登記等に関する法律第十五条第四項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十六条第一項に規定する意見書の副本」とする。

つてする。

4 第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

(行政不服審査法施行令の規定の読替え)

第十七条 法第十五条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百五十二号）第十五条第四項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十六条第一項に規定する意見書の副本（同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」とする。

|   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p>  | <p style="text-align: center;">改 正 前</p>   |
| <p style="text-align: center;">（行政文書の開示の実施の方法）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第十四条第一項（第一号ニにあつては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第</p> | <p style="text-align: center;">（行政文書の開示の実施の方法）</p> <p>第九条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。</p> <p>一 文書又は図画（次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第十四条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第一号イに規定するもの）</p> <p>二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列一番（以下「A一判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの</p> <p>三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦八十九ミリメートル、横百二十七ミリメートルのもの又は縦二百三ミリメートル、横二百五十四ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの</p> <p>四 スライド（第五項に規定する場合におけるものを除く。次項第四号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの</p> <p>2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第十四条第一項（第一号ニにあつては、同項及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）</p> |

七条第一項)の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 文書又は図画(次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。)  
次に掲げる方法(ロからニまでに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、行政機関がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)  
により当該文書又は図画の開示を実施することができ  
る場合に限り、ニに掲げる方法にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合(以下「電子開示請求の場合」という。)  
に限る。

イ〜ハ (略)

(第四条第一項)の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 文書又は図画(次号から第四号まで又は第四項に該当するものを除く。)  
次に掲げる方法(ロからニまでに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、行政機関がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)  
により当該文書又は図画の開示を実施することができ  
る場合に限り、ニに掲げる方法にあつては情報通信技術活用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合(以下「電子開示請求の場合」という。)  
に限る。

イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番(以下「A三判」という。)  
以下の大きさの用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)  
。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA一判若しくは日本産業規格A列二番(以下「A二判」という。)  
の用紙に複写したものの交付(ロに掲げる方法に該当するものを除く。)  
。又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取つてできた電磁的記録

二 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法（別表一の項りにおいて「情報通信技術活用法の適用による方法」という。）

二〇四 （略）

三〇五 （略）

をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第三号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

二 当該文書又は図画の開示の実施を情報通信技術活用法第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法（別表一の項りにおいて「情報通信技術活用法の適用による方法」という。）

二 マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列四番（以下「A四判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A一判、A二判又はA三判の用紙に印刷したものの交付

三 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

四 スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第十四条第一項の政令で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 録音テープ（第五項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産



---

業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のものに限り。別表五の項口において同じ。）に複写したものの交付

二 ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

三 電磁的記録（前二号、次号又は次項に該当するものを除く。）次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの（へに掲げる方法にあつては、電子開示請求の場合に限る。）

イ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているもの）に限る。別表七の項口において同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ 当該電磁的記録をA三判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

---

へ 当該電磁的記録を電子情報処理組織（行政機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。））と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（別表七の項子において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

四 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であつて、行政機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イからハマまでに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格 X 六一〇三、X 六一〇四又は X 六一〇五に適合する長さ七百三十一・五二メートルのものに限る。別表七の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X 六一二三、X 六一三二若しくは X 六一三五又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）一四八三三、一五八九五若しくは一五三〇七に適合するものに限る。別表七の項ヌにおいて同じ。）に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅八ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X 六一四一若しくは X 六一四二又は国際規格一五七五七に適合するものに限る。別表七の項ルにおいて同じ。）に複写し

たものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅三・八一ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X六一二七、X六一二九、X六一三〇又はX六一三七に適合するものに限る。別表七の項ヨにおいて同じ。）に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

二 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

二 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

（手数料の額等）

第十三条 第十三条 法第十六条第一項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示

請求に係る行政文書一件につき三百円（情報通信技術活用法第六条第

一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合にあつては、二百円）

（手数料の額等）

第十三条 法第十六条第一項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示

請求に係る行政文書一件につき三百円（情報通信技術利用法第三条第

一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合にあつては、二百円）

二 開示実施手数料 開示を受ける行政文書一件につき、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額（法第十四条第四項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が前号に定める額に相当する額（次のイからハまでのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからハまでに定める額。ハを除き、以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が前号に定める額に相当する額を超えるときを除く。）は当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。

イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、独立行政法人等から事案が移送された場合（ロに掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が独立行政法人等情報公開法第十七条第一項の規定に基づき定める開示請求に係る手数料の額に相当する額（以下この号において「開示請求手数料相当額」という。）

ロ 独立行政法人等情報公開法第十三条第一項の規定に基づき独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手

2  
(略)

- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除いて、それぞれ開示請求書又は第十条第一項若しくは前条第一項に規定する書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。
- 一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関が保有する行政文書に係

数料相当額のうち法第十四条の規定に基づき開示を実施する行政機関の長が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

- ハ 法第十二条の二の規定に基づき独立行政法人等に行政文書の一部について移送した場合 前号に定める額に相当する額のうち法第十四条の規定に基づき開示を実施する行政機関の長が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第一号の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

- 一 一の行政文書ファイル（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第五条第二項に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書

- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除いて、それぞれ開示請求書又は第十条第一項若しくは前条第一項に規定する書面に収入印紙をはって納付しなければならない。
- 一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関が保有する行政文書に係

る開示請求手数料又は開示実施手数料を納付する場合

イ・ロ (略)

二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イ及びロに掲げるものを除く。）の事務所において開示請求手数料又は開示実施手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報で公示した場合において、当該行政機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を当該事務所において現金で納付する場合

(削る。)

4 (略)

る開示請求手数料又は開示実施手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合を除く。）

イ 特許庁

ロ その長が第十五条第一項の規定による委任を受けることができる部局又は機関（開示請求手数料については、当該委任を受けた部局又は機関に限る。）であつて、当該部局又は機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報に公示したものの

二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イ及びロに掲げるものを除く。）の事務所において開示請求手数料又は開示実施手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報で公示した場合において、当該行政機関が保有する行政文書に係る開示請求手数料又は開示実施手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

三 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、開示請求又は法第十四条第二項若しくは第四項の規定による申出をする場合において、総務省令で定める方法により開示請求手数料又は開示実施手数料を納付する場合

4 行政文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか送付に要する費用を納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

別表（第十二条関係）

|           |            |                                      |                                      |           |
|-----------|------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 備考<br>(略) | 二〇九<br>(略) | 一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。） | イ 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。） | 開示の実施の方法  |
|           |            |                                      | イ 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。） | 開示実施手数料の額 |
|           | (略)        | リ 情報通信技術活用法の適用による方法                  |                                      |           |
|           | (略)        | 当該文書又は図画一枚につき十円                      |                                      |           |

別表（第十三条関係）

|           |            |                                      |                                      |           |
|-----------|------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 備考<br>(略) | 二〇九<br>(略) | 一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。） | イ 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。） | 開示の実施の方法  |
|           |            |                                      | イ 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。） | 開示実施手数料の額 |
|           | (略)        | リ 情報通信技術活用法の適用による方法                  |                                      |           |
|           | (略)        | 当該文書又は図画一枚につき十円                      |                                      |           |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（手数料の額等）</p> <p>第四条 法第二十五条に規定する手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第六条第一項の規定により同</u></p> | <p>（手数料の額等）</p> <p>第四条 法第二十五条に規定する手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 用紙に出力したものの交付 用紙一枚につき十円</p> <p>二 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付 一枚につき六十円に〇・二メガバイトまでごとに二百四十円（法第二十一条第二項の開示請求（次号において「開示請求」という。）に係る年度のファイル記録事項の全てを複写したものの交付をする場合にあつては、四十メガバイトまでごとに二百六十円）を加えた額</p> <p>三 電子情報処理組織（主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）<u>第三条第一項の規定によ</u></u></p> |



|   |  |
|---|--|
| <p>項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限り。<br/> ○・二メガバイトまでごとに百二十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、四十メガバイトまでごとに百七十円）</p> <p>2 手数料は、法第二十一条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> | <p>り同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求があつた場合に限り。<br/> ○・二メガバイトまでごとに百二十円（開示請求に係る年度のファイル記録事項の全てを複写させる場合にあつては、四十メガバイトまでごとに百七十円）</p> <p>2 手数料は、法第二十一条第二項各号に掲げる事項を記載した書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、主務省令で定める場合には、現金をもって納めることができる。</p> <p>3 ファイル記録事項の開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、郵便切手又は主務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。</p> |
|---|--|

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（抄）（第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

|   |  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p>  | <p style="text-align: center;">改 正 前</p>   |
| <p>（開示請求に係る手数料）</p> <p>第二十一条 法第二十六条第一項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第六条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百円</p> <p>2 （略）</p> | <p>（開示請求に係る手数料）</p> <p>第二十一条 法第二十六条第一項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円</p> <p>二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）<u>第三条第一項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百円</p> <p>2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす。</p> <p>一 一の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第二項第一号に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書</p> |

3 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合

イ・ロ (略)

二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イ及びロに掲げるものを除く。）の事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

(削る。)

(行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料)

第二十五条 (略)

3 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

イ 特許庁

ロ その長が第四十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報により公示したもの

二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イ及びロに掲げるものを除く。）の事務所において手数料の納付を現金であることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

三 第一項第二号に掲げる場合において、総務省令で定める方法により手数料を納付する場合

(行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料)

第二十五条 法第四十四条の十三第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万千円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 法第四十四条の八第一項において準用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十三条第一項又は第二項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第一項に規定する第三者一人につき二百十円

2 (略)

3 前二項の手数料（以下この項において単に「手数料」という。）は、次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

イ 特許庁

（当該機会を与える場合に限る。）

二 行政機関非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円

三 行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第四十四条の十三第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 法第四十四条の九の規定により当該行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第四十四条の十三第一項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 法第四十四条の九（法第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

3 前二項の手数料（以下この項において単に「手数料」という。）は、次に掲げる場合を除き、個人情報保護委員会規則で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

イ 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

イ 特許庁

ロ その長が法第四十六条の規定による委任を受けた職員である部局

二 その長が法第四十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報により公示したもの

又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報により公示したもの

二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第四十条の五第一項又は第四十四条の十二第一項の提案をする場合において、個人情報保護委員会規則で定める方法により手数料を納付する場合

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（意見書の提出等）</p> <p>第二十四条 法第百五十七条第二項の意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。</p> <p>（削る。）</p> <p>2  （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>（行政不服審査法施行令の規定の読替え）</p> <p>第二十五条 法第百五十六条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同</p> | <p>（意見書の提出等）</p> <p>第二十四条 法第百五十七条第二項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。</p> <p>2  前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従って意見書が提出されたものとみなす。</p> <p>3  法第百五十七条第二項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。</p> <p>4  第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>（行政不服審査法施行令の規定の読替え）</p> <p>第二十五条 法第百五十六条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同</p> |

令第六條第二項中「法第二十九條第五項」とあるのは「不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百五十七條第六項の規定により読み替えて適用する法第二十九條第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「不動産登記法第百五十七條第二項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十四條第一項に規定する意見書の副本」とする。

令第六條第三項中「弁明書の送付」とあるのは「不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百五十七條第二項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二十四條第一項に規定する意見書の副本（同條第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」とする。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（管理型信託会社等の登録の更新の手数料）</p> <p>第七条 法第七条第五項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の手数料の額は、六万七千七百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条第三項の登録の更新の申請をする場合にあつては、六万七千五百円）とする。</p> <p>2 法第五十条の二第二項において準用する法第七条第五項の手数料の額は、六万六千四百円（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十条の二第二項において準用する法第七条第三項の登録の更新の申請をする場合にあつては、六万六千二百円）とする。</p> <p>3 前二項の手数料は、法第八条第一項、第五十条の二第一項又は第五十条第三項に規定する申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて納付しなければならない。</p> | <p>（管理型信託会社等の登録の更新の手数料）</p> <p>第七条 法第七条第五項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の手数料の額は、六万七千七百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条第三項の登録の更新の申請をする場合にあつては、六万七千五百円）とする。</p> <p>2 法第五十条の二第二項において準用する法第七条第五項の手数料の額は、六万六千四百円（<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十条の二第二項において準用する法第七条第三項の登録の更新の申請をする場合にあつては、六万六千二百円）とする。</p> <p>3 前二項の手数料は、法第八条第一項、第五十条の二第一項又は第五十条第三項に規定する申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条第三項の登録の更新の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもってすることができ。</p> |



○市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）（第四十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十一条の二第二項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第二項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第三百三十二条及び第六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五項（同項の</p> | <p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第十九条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）、第四十一条の二第二項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第二項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）、第三百三十二条及び第六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。）、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。）、第四十八条の二第五</p> |

表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。））、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。））、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。））、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十六条まで、第八十一条、第十二章、第二百二十九条から第三十四条まで、第三百三十六条の第二項、第三百三十九条ただし書、第四百一条から第四百七条の二まで、第四百八条第二項及び第三項、第四百八条の二から第五百十一条の二まで、第五百十一条の五、第五百十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十六条ただし書、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第十項まで、第七十六条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十四条、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後段及び第四

項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。））、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで及び第八項ただし書、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。））、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。））、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第八十六条まで、第八十一条、第十二章、第二百二十九条から第三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百一条から第四百七条の二まで、第四百八条第二項及び第三項、第四百八条の二から第五百十一条の二まで、第五百十一条の五、第五百十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十四条の七、第六十五条の二、第六十六条ただし書、第六十七条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第十項まで、第七十六条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二百十一条まで、第二百十四条、第二百十七条、第二百十九条第二項、第二百二十条第二項、第三項後

項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三條第三項、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十四條（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二條第三項及び第二百二十三條第三項に関する部分に限る。）、第二百三十五條、第二百三十五條の二第一号（同法第二百一条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條、第二百四十一條第一号、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百四十七條まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十條（同法第二百四十八條及び第二百四十九條に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四条の二まで、第二百五十五條第四項から第六項まで、第二百五十五條の二から第二百六十四條まで、第二百六十六條第一項後段及び第二項、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條後段、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項ただし書、第二百七十一條から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五條の規定は、準用しない。

段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二條第三項、第二百二十三條第三項、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十四條（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二條第三項及び第二百二十三條第三項に関する部分に限る。）、第二百三十五條、第二百三十五條の二第一号（同法第二百一条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第二項、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第四十一條第一号、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百四十七條まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十條（同法第二百四十八條及び第二百四十九條に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四條の二まで、第二百五十五條第四項から第六項まで、第二百五十五條の二から第二百六十四條まで、第二百六十六條第一項後段及び第二項、第二百六十七條、第二百六十八條、第二百六十九條後段、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項ただし書、第二百七十一條から第二百七十一条の五まで並びに第二百七十五條の規定は、準用しない。

○大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）（抄）（第四十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。）及び第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）及び第三十二条及び第六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。））、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。））、第四十八条の二第五項（</p> | <p>（公職選挙法の規定のうち準用しないもの）</p> <p>第五条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票について公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、同法第一条から第四条まで、第五条の二から第五条の十まで、第二章、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十三条から第十六条まで、第十八条第一項ただし書、第十九条第一項から第三項まで及び第五項、第二十条から第三十条まで、第四章の二、第五章、第三十五条、第三十六条ただし書、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第三項、第四十条第二項（市町村の議会の議員及び長の選挙以外の選挙に関する部分に限る。））、第四十一条の二第一項（選挙区に関する部分に限る。）及び第五項（同項の表次条第一項ただし書、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項から第三項まで、第四十六条の二第一項及び第四十八条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。））、第三十二条及び第六十五条の二の項及び第二百一条の十二第二項の項に係る部分に限る。））、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二第二項（同法第六十八条第一項第二号及び第五号、第八十六条の四並びに第二百二十六条に関する部分に限る。）及び第三項（公職の候補者に関する部分に限る。））、第四十八条の</p> |

同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）

、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十六条まで、第九十一条、第十一章、第十二章、第二百二十九条から第三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百一条から第四百七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十六条の七、第六十五条の二、第六十六条ただし書、第六十六条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第十項まで、第七十六条から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七条まで、第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二十一条まで、第二百十、二百一十、二百一十七、二百一十九、二百二十条第二項、第二百二十

二、第二百五項（同項の表第四十六条第一項から第三項まで及び前条第二項の項（同法第四十六条第二項及び第三項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十九条第七項から第九項まで、第四十九条の二、第五

十七条第二項、第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第一項から第七項まで、第八項ただし書及び第九項、第六十八条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号ただし書、第二項並びに第三項、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第七十三条（同法第五十七条第二項に関する部分に限る。）、第七十五条第二項、第七十六条（同法第六十二条第一項から第六項までに関する部分に限る。）、第七十七条第二項、第八十条第三項、第八十一条、第八十四条後段、第八十六条から第九十六条まで、第九十一条、第十一章、第十二章、第二百二十九条から第三十四条まで、第三百三十六条の二第二項、第三百三十九条ただし書、第四百一条から第四百四十七条の二まで、第四百四十八条第二項及び第三項、第四百四十八条の二から第四百五十一条の二まで、第四百五十一条の五、第四百五十二条、第六十一条から第六十四条の五まで、第六十六条の七、第六十六条の二、第六十六条ただし書、第六十六条から第七十二条の二まで、第七十五条第一項ただし書及び第三項から第十項まで、第七十六から第七十八条の三まで、第七十九条第一項及び第三項、第七十九条の二から第九十七まで、第九十九条の五まで、第十四章の二、第十四章の三、第二百四条、第二百五条第二項から第五項まで、第二百八条、第二百九条第二項、第二百九条の二から第二十一条まで、第二百一十、二百一十七、二百一十九、二百二十条第二項、第二百二十

項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二条第三項、第二百二十三條、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十四條（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二條第三項及び第二百二十三條に関する部分に限る。）、第二百三十五條、第二百三十五條の二第一号（同法第二百一条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條、第二百四十一條第一号、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百四十七條まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十條（同法第二百四十八條及び第二百四十九條に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四條の二まで、第二百五十五條第四項から第六項まで、第二百五十五條の二から第二百六十三條まで、第二百六十四條第二項から第四項まで、第二百六十六條から第二百六十八條まで、第二百六十九條後段、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項ただし書、第二百七十一條から第二百七十一條の五まで並びに第二百七十五條の規定は、準用しない。

二項、第三項後段及び第四項、第二百二十一条第三項、第二百二十二條第三項、第二百二十三條、第二百二十三條の二、第二百二十四條の二、第二百二十四條の三、第二百三十四條（同法第二百二十一条第三項、第二百二十二條第三項及び第二百二十三條に関する部分に限る。）、第二百三十五條、第二百三十五條の二第一号（同法第二百一条の十五に関する部分に限る。）、第二号及び第三号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四第二号、第二百三十五條の六、第二百三十六條第一項及び第二項、第二百三十六條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項第二号及び第二項、第二百三十九條の二第一項、第二百四十條、第二百四十一條第一号、第二百四十二條、第二百四十三條第一項第二号から第九号まで及び第二項、第二百四十四條第一項第二号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五條から第二百四十七條まで、第二百四十九條の二から第二百四十九條の五まで、第二百五十條（同法第二百四十八條及び第二百四十九條に関する部分を除く。）、第二百五十一条から第二百五十二条の三まで、第二百五十三條の二から第二百五十四條の二まで、第二百五十五條第四項から第六項まで、第二百五十五條の二から第二百六十三條まで、第二百六十四條第二項から第四項まで、第二百六十六條から第二百六十八條まで、第二百六十九條後段、第二百六十九條の二、第二百七十條第一項ただし書、第二百七十一條から第二百七十一條の五まで並びに第二百七十五條の規定は、準用しない。

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第四十四号）（抄）（第四十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（科目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験等に係る手数料の特例）</p> <p>第六条 旧熱管理士又は旧電気管理士が改正法附則第四条の規定によりその科目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験を受けようとする場合における当該試験に係る手数料は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第三十一条の規定にかかわらず、一万円とする。</p> <p>2 旧熱管理士又は旧電気管理士がエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第五十一条第一項第二号の規定による認定を受けようとする場合の手数料の額については、令第三十一条の表の十四の項中「四千八百円」とあるのは「二千二百五十円」と、「三千九百五十円」とあるのは「千四百円」とする。</p> <p>3 旧熱管理士又は旧電気管理士が法第五十三条第二項の規定により指定</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（科目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験等に係る手数料の特例）</p> <p>第六条 旧熱管理士又は旧電気管理士が改正法附則第四条の規定によりその科目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験を受けようとする場合又は改正法の施行の際現に旧法第八条第一項第一号に掲げる者である者が附則第四条の規定によりその科目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験を受けようとする場合における当該試験に係る手数料は、この政令による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（以下「新令」という。）第三十三条の規定にかかわらず、一万円とする。</p> <p>2 旧熱管理士又は旧電気管理士が新法第九条第一項第二号の規定による認定を受けようとする場合の手数料の額については、新令第三十三条の表の二の項中「四千八百円」とあるのは「二千二百五十円」と、「三千九百五十円」とあるのは「千四百円」とする。</p> <p>3 旧熱管理士又は旧電気管理士が新法第十条第二項の規定により指定試</p> |

試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことに  
より法第五十一条に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けようと  
する場合の手数料の額については、令第三十一条の表の十五の項中「三  
千五百円」とあるのは「二千二百五十円」と、「二千六百五十円」とあ  
るの「千四百円」とする。

4 旧熱管理士又は旧電気管理士が改正法附則第四条の規定によりその科  
目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験に合格したことにより法  
第五十一条に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けようとする場  
合の手数料の額については、令第三十一条の規定にかかわらず、二千二  
百五十円（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法  
律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規  
定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）による場合に  
あつては、千四百円）とする。

試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験に合格したことによ  
り新法第八条第一項に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けよう  
とする場合の手数料の額については、新令第三十三条の表の三の項中「  
三千五百円」とあるのは「二千二百五十円」と、「二千六百五十円」と  
あるの「千四百円」とする。

4 旧熱管理士又は旧電気管理士が改正法附則第四条の規定によりその科  
目の一部を免除して行うエネルギー管理士試験に合格したことにより新  
法第八条第一項に規定するエネルギー管理士免状の交付を受けようとし  
る場合の手数料の額については、新令第三十三条の規定にかかわらず、  
二千二百五十円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用  
に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定によ  
り同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。）によ  
る場合にあつては、千四百円）とする。



| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（審査請求書の提出）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（削る。）</p> | <p>（審査請求書の提出）</p> <p>第四条 審査請求書は、審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合には、正副二通を提出しなければならない。</p> <p>2 審査請求書には、審査請求人（審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代、審査請求人が代理人によつて審査請求をする場合にあつては代理人）が押印しなければならない。</p> <p>3 審査請求書の正本には、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合にあつては代表者又は管理人の資格を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代の資格を証する書面を、審査請求人が代理人によつて審査請求をする場合にあっては代理人の資格を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合（審査請求をすべき行政庁が処分庁等でない場合に限る。）には、第一項の規定に従つて審査請求書が提出されたものとみなす。</p> |

(審査請求書の送付)

第五条 法第二十九条第一項本文の規定による審査請求書の送付は、審査請求書の副本（法第二十二條第三項若しくは第四項又は第八十三條第三項の規定の適用がある場合にあつては、審査請求書の写し）によつてする。

(削る。)

(弁明書の提出)

第六条 (略)

(削る。)

2| (略)

(削る。)

(反論書等の提出)

第七条 反論書は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、法第三十條第二項に規定する意見書(

(審査請求書の送付)

第五条 法第二十九条第一項本文の規定による審査請求書の送付は、審査請求書の副本（法第二十二條第三項若しくは第四項又は第八十三條第三項の規定の適用がある場合にあつては、審査請求書の写し。次項において同じ。）によつてする。

2| 前条第四項に規定する場合において、当該審査請求に係る電磁的記録については、審査請求書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

(弁明書の提出)

第六条 弁明書は、正本並びに当該弁明書を送付すべき審査請求人及び参加人の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従つて弁明書が提出されたものとみなす。

3| 法第二十九條第五項の規定による弁明書の送付は、弁明書の副本によつてする。

4| 第二項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

(反論書等の提出)

第七条 反論書は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、法第三十條第二項に規定する意見書(

次項及び第十五条において「意見書」という。）は、正本並びに当該意見書を送付すべき審査請求人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。

（削る。）

2| （略）

（削る。）

（交付の方法）

第十一条 法第三十八条第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。

一・二 （略）

三 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定

以下この条及び第十五条において「意見書」という。）は、正本並びに当該意見書を送付すべき審査請求人及び処分庁等の数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。

2| 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して反論がされ、又は意見が述べられた場合には、前項の規定に従つて反論書又は意見書が提出されたものとみなす。

3| 法第三十条第三項の規定による反論書又は意見書の送付は、反論書又は意見書の副本によつてする。

4| 第二項に規定する場合において、当該反論又は当該意見に係る電磁的記録については、反論書又は意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

（交付の方法）

第十一条 法第三十八条第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。

一 対象書面等の写しの交付にあつては、当該対象書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付  
二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

三 情報通信技術利用法第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

する電子情報処理組織を使用して行う方法

(手数料の額等)

第十二条 (略)

2 手数料は、審査庁が定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として審査庁がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合

二 審査庁の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該審査庁が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

(手数料の額等)

第十二条 法第三十八条第四項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法 用紙一枚につき十円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によつてするとならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円  
2 手数料は、審査庁が定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として審査庁がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合(第三号に掲げる場合を除く。)

二 審査庁の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該審査庁が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合(次号に

(削る。)

(事件記録)

第十五条 (略)

2・3 (略)

掲げる場合を除く。)

三 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第三十八条第一項の規定による交付を求めるときは、総務省令で定める方法により手数料を納付する場合において、総務省令で定める方法により手数料を納付する場合

(事件記録)

第十五条 法第四十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 審査請求録取書

二 法第二十九条第四項各号に掲げる書面

三 反論書

四 意見書

五 口頭意見陳述若しくは特定意見聴取、法第三十四条の陳述若しくは鑑定、法第三十五条第一項の検証、法第三十六条の規定による質問又は法第三十七条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取の記録

六 法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

七 法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

2 前項第五号の「特定意見聴取」とは、審理手続において審理員が次に掲げる規定による意見の聴取を行った場合における当該意見の聴取をいう。

一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五

十六条第一項

二 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十四条第二項（同法第三十三条の五第四項において準用する場合を含む。）

三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第五十五条第一項

四 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第四十八条第一項

五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百五十六条第一項

六 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百二十六条（採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十八条、砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第三十条第三項及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）第三十五条において準用する場合を含む。）

七 採石法第三十四条の五第一項

八 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十八条第一項

九 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十五条第三項

十 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二十条第一項

十一 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第三十九条の二第一項

十二 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第六十三条第一項

十三 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第十条第一項（同法第十一条において読み替えて準用する場合を含む。）

---

十四 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）第八十三条第一項

十五 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）第三十条第一項

十六 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）第六条第一項

一項

十七 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第八十四条第一項

十八 家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第三十一条第一項

十九 工業用水法（昭和三十一年法律第四百十六号）第二十七条第一項

二十 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二十六条第一項

一項

二十一 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第一百五十五号）第

二十条第一項

二十二 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第五十九条第一項

二十三 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）第四十四条第一

項

二十四 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第五十一

条第一項

二十五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第一百条第一項

二十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭

和四十二年法律第四百十九号）第九十二条第一項

二十七 砂利採取法第三十九条第一項

二十八 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第

九十六号）第三十一条第一項

---

- 
- 二十九 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十条第一項
- 三十 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第三十八  
条第一項
- 三十一 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十  
条第一項
- 三十二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年  
法律第百十七号）第五十一条第一項
- 三十三 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八  
十八号）第二十二條第一項
- 三十四 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚だなの南部の共同  
開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に  
関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）第四十六条第一項
- 三十五 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）第二十  
八条第一項
- 三十六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十一条  
第一項
- 三十七 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和  
六十三年法律第五十三号）第二十八条第一項
- 三十八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八  
号）第三十八條第一項
- 三十九 計量法（平成四年法律第五十一号）第六百六十四條第一項
- 四十 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律  
第百八号）第二十一条第一項
-



(削る。)

別表第一 (第二条関係)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| (略)   | (略)   | (略)   |
| (削る。) | (削る。) | (削る。) |
| (略)   | (略)   | (略)   |

別表第三 (第十九条関係)

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

四十一 民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律第九十九号) 第四十条第一項

3 法第四十二条第二項の規定による事件記録 (審査請求書、弁明書、反論書及び意見書に限る。) の提出は、審査請求書、弁明書、反論書又は意見書の正本によつてする。

4 第四条第四項、第六条第二項又は第七条第二項に規定する場合において、当該審査請求、当該弁明、当該反論又は当該意見に係る電磁的記録については、それぞれ審査請求書、弁明書、反論書又は意見書の正本とみなして、前項の規定を適用する。

別表第一 (第二条関係)

|        |        |   |
|--------|--------|---|
| (略)    | (略)    | (略)   |
| 第六条第二項 | 弁明がされた | 弁明がされ、又は情報通信技術利用法第六条第一項の規定により弁明に係る電磁的記録が作成された |
| (略)    | 提出された  | 提出され、又は作成された                                  |

別表第三 (第十九条関係)

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| (略) | (略) | (略) |
|-----|-----|-----|

|        |       |     |       |   |     |     |       |
|--------|-------|-----|-------|---|-----|-----|-------|
| 第七条第二項 | (削る。) | (略) | (削る。) |   | 第五条 | (略) | (削る。) |
| (略)    | (削る。) | (略) | (削る。) | 審査請求書の副本（法第二十二條第三項若しくは第四項又は第八十三條第三項の規定の適用がある場合にあっては、審査請求書の写し） | (略) | (略) | (削る。) |
| (略)    | (削る。) | (略) | (削る。) |   | (略) | (略) | (削る。) |

|                         |             |        |        |   |                                  |        |                              |
|-------------------------|-------------|--------|--------|---|----------------------------------|--------|------------------------------|
| 第七条第三項                  | 法           | 第七条第二項 | (略)    | 第五条第二項  | 第五条第一項                           | (略)    | 第四条第四項                       |
| 反論書又は意見書                | 反論がされ、又は意見が | (略)    | 審査請求書  | 審査請求書の送付  | 第二十九條第一項本文                       | 審査請求書  | 場合（審査請求をすべき行政庁が処分等でない場合に限る。） |
| 意見書                     | 意見が         | (略)    | 再審査請求書 | 審査請求書の副本（法第二十二條第三項若しくは第四項又は第八十三條第三項の規定の適用がある場合にあっては、審査請求書の写し。次項において同じ。） | 第六十六條第一項において読み替えて準用する法第二十九條第一項本文 | 再審査請求書 | 場合                           |
| 法第六十六條第一項において読み替えて準用する法 |             |        |        |   |                                  |        |                              |



| 改正後                           | 改正前  |
|-------------------------------|--|
| <p>（手数料の額等）</p> <p>第五条（略）</p> | <p>（手数料の額等）</p> <p>第五条 法第二十七条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 データの作成（当該データを記録媒体に記録することを含む。第三号及び第六号において同じ。）に要する時間一時間までごとに四千元</p> <p>二 データの送信に要する電子情報処理組織の使用のために必要な費用の額</p> <p>三 データの作成又はデータの送信に要する電子情報処理組織の整備のために必要な特別の費用の額</p> <p>四 データを記録する次のイからハまでに掲げる記録媒体（次号において単に「記録媒体」という。）の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額</p> <p>イ フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）一枚につき五十円</p> <p>ロ 光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）一枚につき百円</p> <p>ハ 光ディスク（日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリ</p> |

2 (略)

3 第一項の手数料は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、主務省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 特許庁が保有するデータの提供に係る手数料を納付する場合

二 行政機関（特許庁を除く。）又はその部局若しくは機関の事務所に  
おいて手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報で公示した場合において、当該行政機関が保有するデータの提供に係る手数料を当該事務所において現金で納付する場合

(削る。)

メートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）一枚につき百二十円

五 記録媒体の送付（行政機関又はその部局若しくは機関の事務所における当該記録媒体の交付を含む。）に要する費用の額（前号に掲げる額を除く。）

六 データの作成に要する作業の委託を受けた者に対して支払う額

2 法第二十六条第二項又は第六項の規定によりデータを提供する主務大臣又は関係行政機関の長は、主務省令で定めるところにより、前項の手数料の額を当該データの提供の求めをした者に通知するものとする。

3 第一項の手数料は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、主務省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。

一 特許庁が保有するデータの提供に係る手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合を除く。）

二 行政機関（特許庁を除く。）又はその部局若しくは機関の事務所に  
おいて手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報で公示した場合において、当該行政機関が保有するデータの提供に係る手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、法第二十六条第一項のデータの提供の求めをする場合において、主務省令で定める方法により手数料を納付する場合

○特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）（第四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後   | 改正前                        |          |   |          |   |
|---|----------------------------|----------|---|----------|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>1</p> <p>第二条の二 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">第七十四条第八項</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">等</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">処分<br/>通知</td> </tr> </table> | 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号） | 第七十四条第八項 | 等 | 処分<br>通知 | <p style="text-align: center;">（新設）</p> |
| 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）  | 第七十四条第八項                   |          |   |          |   |
| 等   | 処分<br>通知                   |          |   |          |   |

|   |  |    |     |    |     |
|---|--|----|-----|----|-----|
| 改正後   |  |    |     |    |     |
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">政令</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）</p> <p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項（第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の四第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六</p> | 政令 | (略) | 事務 | (略) |
| 政令  | (略)  |    |     |    |     |
| 事務  | (略)  |    |     |    |     |
| 改正前   |  |    |     |    |     |
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">政令</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）</p> <p>この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二項（第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四項、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の四第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六</p> | 政令 | (略) | 事務 | (略) |
| 政令  | (略)  |    |     |    |     |
| 事務  | (略)  |    |     |    |     |

|     |  |
|-----|--|
| (略) |  |
| (略) | <p>条の八第一項、第十六条の九第三項、<br/>     第十六条の十第二項、第十六条の十一<br/>     第一項、第十六条の十二、第十六条の<br/>     十三、<u>第二十二條第二項及び第四項</u>、<br/>     第三十四條第一項、第三十五條の二第<br/>     一項、第三十八條の三第二項、第三十<br/>     八條の八、第三十九條の三第二項、第<br/>     三十九條の四、第三十九條の六、第三<br/>     十九條の七並びに第四十三條第三項の<br/>     規定により、二級河川に関して都道府<br/>     県又は指定都市が処理することとされ<br/>     ている事務</p> |
| (略) | <p>条の八第一項、第十六条の九第三項、<br/>     第十六条の十第二項、第十六条の十一<br/>     第一項、第十六条の十二、第十六条の<br/>     十三、<u>第二十二條第四項及び第六項</u>、<br/>     第三十四條第一項、第三十五條の二第<br/>     一項、第三十八條の三第二項、第三十<br/>     八條の八、第三十九條の三第二項、第<br/>     三十九條の四、第三十九條の六、第三<br/>     十九條の七並びに第四十三條第三項の<br/>     規定により、二級河川に関して都道府<br/>     県又は指定都市が処理することとされ<br/>     ている事務</p> |





|        |       |        |       |     |          |
|--------|-------|--------|-------|-----|----------|
| 第十五条第一 | (削る。) | 第七条第二項 | (削る。) | (略) | 査法施行令の規定 |
| (略)    | (削る。) | (略)    | (削る。) | (略) |          |
| (略)    | (削る。) | (略)    | (削る。) | (略) |          |

|        |             |  |            |   |          |
|--------|-------------|--|------------|---|----------|
| 第十五条第一 | 第七条第四項      | 第七条第三項   | 第七条第二項     | 第七条第一項  | 査法施行令の規定 |
| 反論書    | 反論書<br>当該反論 | 反論書<br>法三十条第三項                                 | 反論書<br>反論が | 反論書は  |          |
| 申述書    | 申述書<br>当該主張 | 申述書<br>入管法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される法第三十条第三項 | 申述書<br>主張が | 当該申述書<br>出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される法第三十条第一項に規定する申述書（以下単に「申述書」という。）は |          |

|       |               |
|-------|---------------|
| (削る。) | 項第三号及び<br>第三項 |
| (削る。) |               |
| (削る。) |               |

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 項   | 第十五条第四 | 第三項 | 項第三号及び |
| 反論書 | 当該反論   |     |        |
| 申述書 | 当該主張   |     |        |

○危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百五号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

|  |  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p>   | <p style="text-align: center;">改 正 前</p>   |
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所に関する経過措置）</p> <p>第十条（略）</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所に関する経過措置）</p> <p>第十条 この政令の施行の際現に法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている新令第十一条第二項に規定する屋外タンク貯蔵所（以下この条において「既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）の構造及び設備のうち、同項第一号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所が次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、適用しない。</p> <p>一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>イ 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンク内に不活性ガスを充填して危険物を貯蔵し、又は取り扱うこと。</p> <p>ロ 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクで貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の引火点が四十度以上であること。</p> <p>二 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに、当該タンク内に滞留した可燃性の蒸気を検知するための設備を設けていること。</p> <p>既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備のうち、新令第</p> |
| <p>2 既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備のうち、新令第</p>   | <p>2 既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備のうち、新令第</p>   |

十一条第二項第一号（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）及び同条第二項第二号から第四号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、令和六年三月三十一日（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱い（総務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）を休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以降において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以降において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）までの間は、なお従前の例による。

十一条第二項第一号（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）及び同条第二項第二号から第四号までに定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成三十六年三月三十一日（当該日までの間に、その所有者、管理者又は占有者が、危険物の貯蔵及び取扱い（総務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）を休止し、かつ、その旨の確認を総務省令で定めるところにより市町村長等から受けた既設の浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所であつて、当該日の翌日以降において危険物の貯蔵及び取扱いを当該確認を受けた時から引き続き休止しているものにあつては、同日の翌日以降において危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日）までの間は、なお従前の例による。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この政令の施行の際、現に存するこの政令による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）別表第一（六）項イ(1)から(3)まで、（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イに掲げる防火対象物にあつては同表（六）項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限り、同表（十六の二）項に掲げる防火対象物にあつては同表（六）項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（六）項イ(1)から(3)まで、（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備のうち、新令第十一条第二項（新令第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第十二条第一項第一号、第四号及び第九号の規定に適合しないもの（以下この項において「特定基準不適合設備」という。）に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、令和七年六月三十日（同日前に特定基準不適合設備が新令第十一条第二項並びに第十二条第一項第一号、第四号及び第九</p> | <p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この政令の施行の際、現に存するこの政令による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）別表第一（六）項イ(1)から(3)まで、（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イに掲げる防火対象物にあつては同表（六）項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限り、同表（十六の二）項に掲げる防火対象物にあつては同表（六）項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表（六）項イ(1)から(3)まで、（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備のうち、新令第十一条第二項（新令第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第十二条第一項第一号、第四号及び第九号の規定に適合しないもの（以下この項において「特定基準不適合設備」という。）に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成三十七年六月三十日（同日前に特定基準不適合設備が新令第十一条第二項並びに第十二条第一項第一号、第四号及び</p> |

号の規定に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなつた日)までの間は、なお従前の例による。

2  
(略)

第九号の規定に適合することとなつた場合にあっては、当該適合することとなつた日)までの間は、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及び(十六)項イに掲げる防火対象物(同項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項イ(1)から(3)まで及び(十六)項イに掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、新令第二十三条第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この政令は、<u>令和二年四月一日</u>から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第三十条の六の改正規定</u>（「<u>の同条</u>」を「<u>の番号</u>（法第七十四条の七の二第三項第四号ハ（特定事業者等への報告の求め）」に、「<u>番号</u>」を「<u>番号をいう</u>。次条及び第三十条の八第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ。」）に改める部分に限る。）及び次項の規定 <u>令和二年一月一日</u></p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 <u>令和二年一月一日</u>から同年三月三十一日までの間における改正後の国税通則法施行令第三十条の六の規定の適用については、同条中「をいう。次条及び第三十条の八第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ」とあるのは、「をいう」とする。</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この政令は、<u>平成三十二年四月一日</u>から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 <u>第五条第二号の改正規定</u> <u>平成三十一年四月一日</u></p> <p>二 <u>第三十条の六の改正規定</u>（「<u>の同条</u>」を「<u>の番号</u>（法第七十四条の七の二第三項第四号ハ（特定事業者等への報告の求め）」に、「<u>番号</u>」を「<u>番号をいう</u>。次条及び第三十条の八第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ。」）に改める部分に限る。）及び次項の規定 <u>平成三十二年一月一日</u></p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 <u>平成三十二年一月一日</u>から同年三月三十一日までの間における改正後の国税通則法施行令第三十条の六の規定の適用については、同条中「をいう。次条及び第三十条の八第一項（振替機関の加入者情報の管理等）において同じ」とあるのは、「をいう」とする。</p> |



○水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十一年政令第百五十四号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（水道施設台帳に関する経過措置の期限）</p> <p>第三条 水道法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）</p> <p>附則第二条の政令で定める日は、令和四年九月三十日とする。</p> | <p>（水道施設台帳に関する経過措置の期限）</p> <p>第三条 水道法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）</p> <p>附則第二条の政令で定める日は、平成三十四年九月三十日とする。</p> |

○法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第一百七十八号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>（行政不服審査法施行令の規定の読替え）</p> <p>第十五条 法第十六条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六<b>条第二項</b>中「法第二十九条第五項」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第十六条第七項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第十六条第四項の意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第 号）第十四条第一項に規定する意見書の副本」とする。</p> | <p>（行政不服審査法施行令の規定の読替え）</p> <p>第十五条 法第十六条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六<b>条第三項</b>中「法第二十九条第五項」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）第十六条第七項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第五項」と、「弁明書の送付」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する法律第十六条第四項の意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第 号）第十四条第一項に規定する意見書の副本」とする。</p> |